# 第113回 佐用町議会[定例]会議録 (第3日)

令和5年9月14日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	大	村		隼	2番	森	脇	裕	和
	3番	幸	田	勝	治	4番	高	見	寛	治
	5番	大	内	将	広	6番	金	澤	孝	良
	7番	児	玉	雅	善	8番	加	古师	京 瑞	樹
	9番	千	種	和	英	10番	廣	利	_	志
	11番	岡	本	義	次	12番	Щ	本	幹	雄
	13番	平	岡 き	ぬ	2	14番	小	林	裕	和
欠席議員										
(名)										
<b></b> ,										
遅刻議員 (名)										
早退議員 (名)										

事務局出席	議会事務局長	東口和弘	書記	垣 内 克 巳
職員職氏名	書記	大 西 由 佳		
	町 長	庵 逧 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大 下 順 世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
説明のため出席	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山崎二郎
した者の職氏名	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
(20名)	建設課長	笹 谷 一 博	上下水道課長	古 市 宏 和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会 計 課 長	内 海 義 文
	教 育 課 長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠 席 者				
(名)				
遅 刻 者				
46.3				
(名)				
早 退 者				
(名)				
議事日程	另	J 紙 (	か と :	おり

## 【本日の会議に付した案件】

日程第1.一般質問

#### 午前10時00分 開議

議長(小林裕和君) おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 また、傍聴者におかれましては、傍聴中守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴 いただきますよう、お願いいたします。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1. 一般質問

議長 (小林裕和君) 日程第1は、昨日に続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。 まず、初めに、5番、大内将広議員の発言を許可します。大内議員。

[5番 大内将広君 登壇]

5番(大内将広君) おはようございます。

5番議席、公明党、大内将広です。よろしくお願いします。

今回、一般質問4点させていただきます。再質問は、所定の席でさせていただきます。 それでは、まず、第1点目ですけど、智頭線の駅舎改善について言います。

JR 姫新線、智頭線の佐用駅、久崎駅、石井駅の3駅は階段を昇り降りしてホームに行く必要がある。そのため、足の不自由な障がい者の方や高齢者の方にとっては利便性が悪い。 観光客も大きな荷物を持って階段の昇り降りが必要で大変である。23年の国会で、今年ですが、地域公共交通活性化再生法などの関連法を改正し、事業者か自治体の要請を受けた国が再編に向けた協議会を設ける制度を創設。事業者と自治体任せにならないよう、両者の連携と協働の促進を国の努力義務と定めた。22年度補正予算と23年度当初予算を合わせて1,300億円確保し、自治体の取組を強化する体制を整えた。自治体・鉄道事業者が再構築協議会の組織を国に要請して駅のエレベーターの新設ができないか、お伺いします。以上です。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長、答弁。

[町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) 失礼します。本日、また、一般質問1日、どうぞ、よろしくお願いい たします。

それでは、まず、最初の大内議員からの、まず1点目のご質問でございます智頭線の駅舎改善についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問では、まず、地域公共交通活性化再生法の改正により創設されました再構築協議会の枠組みを用いて、姫新線や智頭線の駅舎にエレベーターを設置できないかと、そういう趣旨のご質問でございますが、この国が創設しました再構築協議会に関する制度の目的が、大量輸送機関としての特性が十分に発揮できない状況にあり、経営危機に陥ったローカル鉄道を再構築することでありまして、再構築協議会が立ち上がるということは、その協議の中で、鉄道を廃線にしてバス等へ転換するといった選択肢も検討をしていくという可能性があるほか、鉄道路線を維持する道を選んだ場合でも、鉄道事業者に、これまでどおりの負担を強いることは難しいと思われ、鉄道の上下分離等の対応を含め、それぞれの自治体にとっても相応の財政負担や責務を求められることが想定をされます。このような状況から、本町を含め、沿線自治体においては、まず、鉄道の維持のための利用促進策の強化に取り組んでいるわけでございます。

したがいまして、駅舎のバリアフリー化を主な目的として再構築協議会の設置を要請することは、これは、適当でないというふうに考えます。

この再構築協議会の設置基準につきましては、大量輸送機関としての特性が十分に発揮されていないとされる、輸送密度1日当たり4,000人未満の線区が対象とされております。その中でも、輸送密度1,000人未満の線区については、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保の観点から、何らかの対策を講じることが急務とされており、JR 姫新線の播磨新宮駅、上月駅間も輸送密度は既に1,000人を割っているというような状況であり、その対象となることから、本町では、従来の姫新線利用促進・活性化同盟会に加え、昨年度、県に設置されましたJR ローカル線維持・利用促進検討協議会等において、利用促進等の検討を行っており、これまで以上に危機感をもって取組を進めているところでございます。

一方、智頭急行智頭線につきましては、コロナ禍前までは、全国でも有数の優良な第三セクター鉄道でございました。コロナによって経営状況が悪化したものの、コロナ禍の収束に伴い利用客数は回復傾向に、今、あります。智頭線につきましては、京阪神と鳥取方面を結ぶ特急列車が走っていることもあり、再構築の対象とされる輸送密度の低い地方ローカル線とは路線の性質が異なる上、地方自治体と民間企業が共同で出資・経営する第三セクターであるため、国の介入による再構築協議会の設置は、これはなじまないものと考えております。

なお、智頭線につきましては、鳥取県、岡山県、兵庫県及び沿線市町、智頭急行株式会社で組織される智頭急行利用促進協議会が設置されており、引き続き、智頭線の利用促進と智頭急行株式会社の安定経営の支援に関する取組を進めてまいります。

また、議員ご指摘の3つの駅舎にエレベーターがなく、階段を昇り降りしなければならないことにつきましては、これは、高齢者や身体が不自由な方々、また、大きな荷物を持って移動される方々にとって、大変、不便をおかけしておりますことは、重々承知はいたしております。これまでの議会でも再三お答えさせていただきましたように、エレベーターの設置につきましては、そうした状況を踏まえ、佐用駅だけでも何か対策をということで、いろいろと検討をしてきましたけれども、やはり、現在の駅の構造からみて、大きな構造変更を含めた大規模な事業となるために、莫大な費用が発生してまいります。

そういう中で、なかなか、智頭急行を含めた佐用駅の、そうしたバリアフリー化等についても、非常に困難であるというふうに、今までのご質問に対して、お答えをさせていただいてきたところです。

国の基準では、バリアフリー法に基づく基本方針において、2025年度末までに段差を解消することが目標とされているのは、1日当たりの利用者数が、3,000人以上の施設及び自治体の基本構想の生活関連施設に位置づけられた 2,000人以上の施設というふうにされて

おりまして、JR 姫新線や智頭急行の駅舎についても、この基準が該当することとなりますが、本町の各駅の利用者数につきましては、最も、今、多い佐用駅でも、1日当たり約800人、最も少ない石井駅は数人の利用者というふうになっておりまして、バリアフリー法の基準を大きく下回る状況となっております。

このような状況より、エレベーターの設置は、非常に困難であると考えておりますので、 そうした利用者の方のお問い合わせのあった場合には、智頭線では平福駅、姫新線では佐 用駅以外の三日月駅、播磨徳久駅、上月駅など、段差の少ない駅のご利用を紹介させてい ただいているところでございます。

なお、これまでも佐用駅においては、車椅子をご利用されるなど、駅施設の利用に困難が伴う乗客の方に対しましては、JRや智頭急行の職員とともに、私ども町職員が移動の補助を行っていることは、これまでにもお伝えさせていただいたところでありますが、今年7月からは、JRが、姫新線の播磨高岡駅から播磨徳久駅の各駅において、乗務員がスロープを使用し、列車乗降のお手伝いの試行的な実施を発表するなど、皆様に少しでも快適にご利用いただけるよう、それぞれが努力をいたしております。

また、町におきましては、さよさよサービスやコミュニティバスの運行、タクシー運賃助成事業等、外出支援サービスの充実を図っているところでございますが、これらをご利用いただきやすい駅までの交通手段として、このサービスをご利用いただくことも可能となっておりますので、ぜひ、これもご活用いただければと存じます。

今後も駅舎の利用状況、及び国や県のバリアフリー化に関する支援制度についても、当然、注視はしておりまして、誰にも優しいまちづくりの推進と多様な公共交通制度の維持・促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜ますように、よろしくお願いいたします。

ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大内君 举手〕

議長(小林裕和君) はい、大内議員。

5番(大内将広君) 今回の質問なんですけども、私の知っている方、80歳に近い、高齢の方で、娘さんが赤穂の施設に入っておられまして、会いに、今は、どうにか車で行かれています。

ただ、いつまでも車の運転ができない。そのうちに、車の運転免許証を返さなあかんいうことになります。その時に歩いて行ける。佐用駅が側にあるのに、タクシーに乗るか何かして、平福駅とか、そちらのほうに行かないけないと。それで、タクシー代の運賃代も高くなる。

また、奥海とか奥の方が石井駅で乗りたかっても乗られない。平福駅までタクシーで余計な金を出して乗らなくてはいけない。非常に、高齢者にとっては、不便な地域になっています。

佐用に、これだけ駅がたくさんありまして、それで、階段のある、そういう路線になっていると。それで、そのへんのことを、どうにか、切実に、これから、より高齢化が進みます。それで、どうも県内で、佐用町が高齢化ナンバーワンいう感じで、どれか新聞に載っていました。そういう状態に、ますますなっていって、大変な、切実な感じになるように思います。

そういうことで、どうにかエレベーターのほうを、そりゃ、1,000 人未満しか乗ってないで無理やとか、いろいろ言われるけど、電車が存続して残す気であれば、できれば、利便

性のいいように、協力を呼びかけてもらえないかと、僕は、思うんです。

姫路と、活性化同盟と言っても、たつのとか、姫路の方と佐用の方とは、全然温度差が違って、切実な、こっちの訴えなんかに、佐用駅、そないなん、階段、そないなんは無理やいう感じになる可能性は、どうしてもある。そこまで思ってもらえるだろうかと、大変な状態。それは、僕は思います。

そういうことで、ちょっと、もう1回お伺いします。どうにかなりませんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 大内議員からおっしゃる、そうした本当に利用していただいている 人、これから、まだまだ先の、また、もっともっと年を取られた時にどうしようかという ふうに心配される方、そういう一人一人にとって、それは、本当に、その気持ち、切実な 心配をされているということ、よく分かりますし、私も、そういうふうに、そのことにつ いては、今まででも、十分に、それは、承知をしているわけです。

ただ、莫大な費用がかかるということ。しかも、特に佐用駅につきましては、これまでも何回もお話させていただきましたけれども、あれだけ、狭い場所に智頭急行と JR 線が同時に交差して、本当に全く余地がない。見ていただいても、プラットホームも一番最小限のプラットホームの幅しかないんですね。そして、当時、智頭急行も第三セクターになるということで、当初、高架駅をつくるという計画、当初の計画はあったわけですけれども、休止になって、改めて三セクで智頭線を走らせるという時に、どうしても経費的な面で、高架駅というのは、もうできないと。そして、地下の駅になる。だから、現在でも、一旦、地下に下りて、しかも、また、それから上がるというような構造、これはもう、あの当時考えられた、一番これが、何とか、あそこの場所で、そうした鉄道を走らせるためのベターな計画だろうということで、いろいろと検討した中で、ああした駅になっております。

だから、それを今、高架駅に、例えばするとしても、まずは、1つあの構造的にも、プラットホームが非常に狭いですから、エレベーターを下ろすということは、プラットホームの途中にエレベーターを設けることはできません。一番、どちらかの端に設けなきゃいけない。

そういうことで、逆に非常に普段の一般の方も利用もされる皆さんの誰にとっても、まあ、言えば不便な形になりますし、しかも、プラットホーム、そこにエレベーターをつけるだけでは済まない。それを解消しようとすれば、線路を、路線を動かさなきゃいけない。しかも、その動かす余地がない。非常に困難な、非常に構造的にもであり、しかも、それがお金の問題で何とか解決できると言っても、国のこうした基準、今、町が単費で何十億ものお金をかけなきゃいけない。そういう対象、事業対象として、認めてくれるかということになると、先ほど言いましたように、今、基準としては 2,000 人以上とか、そういう、その中で 800 人の駅が、そういう対象として補助がいただけるのか、そういうことは、なかなか難しいというのが現状なんですね。そういうことも、私らも、いろいろと検討してきて、協議してきた中で、今の方法としては、皆さんにもご不便はかけますけれども、そうした使えるところは、隣の徳久駅、上月駅、そういうところを利用していただけないかと、そのためには、そうした交通機関も使ってくださいと。佐用駅を使われる方については、佐用町の職員も連絡いただいて、年に何回かは、車椅子を補助して、みんな、駅員と職員で介助して使っていただくということに努めているわけです。

それは、利用者の方も、そういう思いはありますけれども、利用者の方も、それは、あ

る意味では、理解をしていただいて、それは、使っていただきたいというふうに、私は思います。

その気持ちは同じですけれどもね。はい。

#### [大内君 举手]

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) 切実な年いった方の切実な思いを、ちょっと聞きましたので、僕も、できれば、そういう何か、いい方法で、国のほうからも、予算が出ないかなと思いまして、特に、今回、ちょっと、それが難しいのかもしれないんですけども、予算が国から、そういうことで、再構築協議会、それで予算が下りてくるので、そのへんを、国も自治体も、それで、JR も一緒になって、どういう方向にしていくいうことが、この協議会かなと思ったんです。この協議会で、話し合って、自治体としては、絶対残したい。だから、利便性、残したいし、利便性のいいようにしたいいうことで、1,300 億円あるから、ちょっと、1億ぐらい回したらできるやないかいと勝手に思うわけです。

そういう感じで、ちょっと、質問させていただきました。

そのへん、それを立ち上げて、話した時にも、廃線になってまうというのは、ちょっと、考え方がおかしいのではないかと。やっぱり、よく話し合って、自治体と国も一緒になって、国は、あんまり分からんけど、結局は、主体は地方自治体になるんやけど、自治体とJRになるんやけど、国を動かして、少しでもよい方向にならないかと思って、ちょうど、こういう予算があるで、チャンスや思って、ちょっと、言わせていただきました。まあ、そういうことです。以上です。

#### 〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) それを、表面的に、その法律、今度、読まれれば、大内議員が、そういうふうに思われたのも仕方ないと思うんですけれども、中身は、私たちが、考えて、そういう意図だろうと、国の方向、JR、本当は、こういう協議会を立ち上げて、私たち、沿線自治体を、そういうところへ、まず、場所に就かせたいと、引っ張り出したいと、それはもう、見え見えの話なんでね、そこに入れば、よく話し合ってすれば何とか解決するだろうの話じゃなくって、少なくとも、もう JR さんにしては、一方的には廃線ができないので、その協議会の中で、既に、そういう目的を持って、廃線なり、代替えのバス路線にするとか、そして、上下分離式で自治体に負担をしてもらうとか、そういう話になっていくということは、もうこれ、法律をつくった時の目的が、そういうところにあるわけですから、それを、私たちは、本当に危険な、この協議会だと。だから、警戒をして、県も、それには入りませんし、私たちも、当然、そういう話には乗らない。何とか、今、維持していく方向で運動していくという話、ここで頑張っているわけですから、あまり、議員さんのほうから、そういう、町としても、そういうところへ引っ張り出されるような、そういうところに、いわいつけられるような話をしないでいただきたいと、それは、思います。

〔大内君 举手〕

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) この問題は、そういうことで、以上、終わらせていただきます。 次の質問にさせていただきます。

自転車ヘルメット購入補助制度の創設についてですが、令和5年4月1日から改正道路 交通法の施行により、自転車乗車用ヘルメットの着用は自転車を利用する全ての人の努力 義務となり、佐用町でも安全のために自転車を利用する方にヘルメットの購入助成ができ ないか。

ヘルメット着用は事故に遭った時の死亡・重症リスクを減らすことになる。死亡者の 58%が頭部外傷であるということから、質問させていただきます。

ただ、ちょっと、長くなりますけど、9月12日に、兵庫県の齋藤知事が、県として、自転車へルメット購入補助を出すと言われまして、9月の13日の神戸新聞に県のヘルメット購入助成の対象として、高齢者65歳以上、18歳までの子供を育てる世帯。大学生に、一律4,000円を上限に購入費を助成するということが、ほぼ決まったようなことがありました。

プラスして、佐用町も 2,000 円ほどプラスしてしてもらえないかなということに思いま すので、ちょっと、お願いします。以上です。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

[町長 庵浴典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) それでは、大内議員からの自転車へルメット購入補助制度の創設ということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

自転車の運転に当たっては、道路交通法では、これまで、保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットを着用させるよう努めなければならないと規定をされておりましたけれども、令和5年4月1日からは、改正道路交通法の施行によりまして、自転車を運転する全ての人はもちろんのこと、同乗者についてもヘルメットを着用させるよう努めなければならないという規定が追加をされたところでございます。

昨年、兵庫県内における、自転車乗車中の死亡者数は県内で22人であり、そのうち、ヘルメットを着用していなかったかたは21人となっております。その約6割の方は、死亡原因として、頭部に致命傷を負って亡くなったという状況にあるわけであります。

一方、佐用町内において、平成30年から令和4年までの5年間におきまして、自転車乗車中の死亡者数は1人、負傷者数は7人で、合計8人の方が、そうした事故になっております。このうちヘルメットを着用していなかった方は、町内では、その中では3人ということでございます。

このような状況から、本町といたしましては、まずは防災無線やさようチャンネル等における広報活動をはじめ、各保育園・小・中学校や佐用高校、高年大学等の行事、全国交通安全運動での決起集会、また、事故防止運動等の場を活用して、チラシを配布するなど積極的にヘルメット着用の啓発活動に取り組んで参りました。

また、西播磨管内の4市3町における自転車ヘルメット購入補助制度の実施状況については、宍栗市のみが実施をされている状況ですけれども、これも限度額、最高が1,100円ぐらいの助成という形で実施をされておりまして、ほかの市町は、まだ、そういうことは行っておりません。

本町といたしましては、佐用町内の小・中学生の児童・生徒を対象とした子育て支援券

の給付や、中学入学時には、自転車通学区域の生徒に対しましては、自転車の購入費の補助も行っているところでございますので、現時点で、自転車へルメットのみの補助を実施する予定はございません。

また、今、質問の中で、大内議員もご発言ありましたけれども、昨日の神戸新聞でも、報じられておりますように、兵庫県において、県内のヘルメット着用率が低迷していることから、現在、9月議会の補正予算にて、自転車ヘルメット購入に対する補助についての検討が進められております。詳しいことが分かりましたら、また、当然、ホームページや町広報等でも、また、お知らせさせていただきますが、そういう県の取組も踏まえて、全県下で、こういう問題は、やっぱり、そういう着用を推進していくということが、これは、やっぱり、正しい方向ではないかと思いますので、兵庫県においては、4,000円ぐらいということで、予定をしているので、ヘルメットも、いろいろとヘルメットの価格というのは、非常に幅があるようですけれども、4,000円で、この兵庫県の制度が、購入額の2分の1とか、そういう制限が設けられるのでしたら、4,000円であれば、8,000円の物が買えるということなんですけれども、丸々4,000円が給付されるということであれば、これで、ヘルメットは、普通のヘルメットは購入ができるのではないかと思いますので、そうすれば、県の、その制度を、しっかりと、町民の皆さんにお知らせをして、活用がしていただけるようにすればいいのではないかなというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

## 〔大内君 举手〕

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) 県のほうで 4,000 円ほどしてもらえるいうことなんで、また、その 動向を見て、佐用町のほうも、また、検討をお願いするということで、これで、この質問 は終わらせていただきます。

続きまして、佐用町の高齢化対策について。

厚生労働省は7月4日、22 年国民生活基礎調査の結果を公表しまして、子育て世帯数、初の1000万割れ、児童18歳未満の未婚者のいる世帯の991万7,000世帯で少子化の加速が示されています。また、老老介護は過去最高の63.5%になり、高齢化が進み単独世帯も1,785万2,000世帯増えています。佐用町も老老介護世帯や単独世帯が増えているのではないかと思います。そういうことで、今後の町としての取組を、どういうふうにされているのか、少しお伺いしたいと思います。

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、佐用町の高齢化対策について、質問にお答えをさせてい ただきます。

高齢化対策といっても、非常に、広範囲に幅が広い問題でありますので、ご質問に対して、どういう観点から答弁させていただくか、なかなか絞り込むことができませんので、

一般的な対策について、考え方について、お答えをさせていただきたいと思います。

本町の高齢化率は、令和5年2月1日現在、兵庫県高齢者保健福祉資料では44.1%ということで、県平均の29.3%を大きく上回っております。これは県下第一ということでござ

いますが、40%以上のところというのは、同じような数字のところは、ほかにも、かなりありますので、兵庫県で、県下1位と言っても、突出して佐用町が高齢化率が高いということではございません。

また、ひとり暮らし高齢者数は、令和 2 年国勢調査では 1,010 人となっております。 65 歳以上高齢者人口が 6,611 人の 15.3%となっております。 さらに、 65 歳以上高齢者人口 6,611 人のうち、 1,554 人が要介護・要支援の認定を受けておられます。

町では、高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、可能な限り、それぞれの地域において自立した生活を送ることができるよう地域支援事業を実施いたしております。地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、また、任意の事業があります。

包括的支援事業の中核機関として、佐用町地域包括支援センターを設置をいたしております。地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っております。また、地域包括ケアシステムの構築のための地域ケア会議の推進、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進にも取り組んでいるところでございます。

地域包括ケアシステムは、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供することでございます。

また、お元気な高齢者は、地域の担い手として位置づけ、地域の実情に応じて地域づく り協議会や自治会、ボランティア、サークル等において、地域住民主体による支え合いの 体制づくりを目指しております。

現在、医療・保健・福祉分野に関する専門家や各種団体の代表の方々によって構成されております介護保険運営協議会において、ご審議いただきながら、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定をしているところでございます。

その効果という点におきましては、なかなか数値的に、目に見えて表れてくるものはないわけでございますが、このような事業や活動を充実させて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活がしていただけるよう、医療・介護・福祉等の関係機関や多職種との連携を密にしながら高齢者福祉を、今後も推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

#### 〔大内君 举手〕

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) どうもありがとうございます。

厚労白書いうのは、新型コロナの流行や単身世帯の増加によって、人々の交流が希薄化 していると指摘されています。

形式的なつきあい。会った時に挨拶する程度を望む人が増加傾向にあると。

こうした状態は、人とつながることを希望しても、つながれない人が増えて、ひきこも りや、独り親など困難を抱える人が孤立しやすくなる。

つながりを求める人のための居場所を設けるなど、つながり・支え合う地域づくりの重要性について、ちょっと、細かく聞くんですけど、どういうふうに取り組んでおられますかということですけど、分かりにくいでしょうか。

## [高年介護課長 挙手]

議長(小林裕和君) 山﨑高年介護課長。

高年介護課長(山﨑二郎君) お答えいたします。

先ほど、おっしゃられたように、ひきこもり、高齢者のひきこもりは、コロナ禍で、よく耳にした、フレイルという言葉があります。フレイルは、加齢に伴って、心身の衰えた 状態を指します。

家から出なくなると運動機会が大きく減るために筋肉量が低下して、フレイルにつながり、引きこもる確率が高まる傾向にあります。

こういったことを予防するために、町としては、身近な場所でいきいき百歳体操を実施 したりして、介護予防に努めております。

いきいき百歳体操は、現在、41か所で実施をされております。

また、町と医療機関、介護機関、関係機関が連携を取って、地域全体で見守り、支援を つないでおります。以上です。

# 〔大内君 举手〕

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) あとですが、2025年には、高齢者の5人に1人、約730万人が認知 症になると推計されています。さらに、35年以降は、85歳以上の、私も85歳以上になる のかなと思ったりも、生きておったらいいんですが、以上の高齢者が認知症の6、7割を 占め、独り暮らしの割合も比例し、増えているという将来推計がされています。

こういう人のためにも、居心地がよく、自由に過ごせて交流できる、例なんですけど、利用者が我が家のリビングに居るように、足を運び、お茶を飲み、会話を楽しむ、こういう場所づくりをして、されていると思いますけど、で、定年退職した保健師や認知症専門員などの定期的に相談に応じてくれる健康づくりを後押しするため、いろんな認知症に関する勉強会や健康教育、落語を楽しむ会など開催し、参加者は共に学び楽しむ中で、みな同じという共通認識が広がります。こういう認知症の人と共に、地域で暮らせる仕組みが、今、佐用町ではされているのでしょうか。お伺いします。

#### [高年介護課長 挙手]

議長 (小林裕和君) 山﨑高年介護課長。

高年介護課長(山崎二郎君) 認知症ですが、やっぱり、佐用町でも深刻な問題になってきて おります。

高齢者人口は、令和8年度までは、ほぼ横ばいで推移していくと考えているんですけれども、年少人口ですとか、生産年齢人口の減少が見込まれるために、令和22年度には高齢化率は55%ぐらいになるのではないかと予測しております。

認知症ですが、やはり、閉じこもりですとか、そういったことが起きますと、認知症になるおそれが高まります。その問題を解決するためには、やはり地域包括支援センターが中心となって、地域、いろいろ介護機関、医療機関につなぐんですけれども、あと、やっぱり地域で支え合う仕組みが必要と考えております。

地域で介護予防、あと、ふれあい喫茶ですとか、福祉委員による活動を中心に、何とか地域の力で支え合っていきたいと思っておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

## 〔副町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見副町長。

副町長(江見秀樹君) 失礼します。

ちょっと、私、手元に資料持っておりますので、もう少し、課長が答えた内容を詳しくお答えをさせていただきたいと思いますが、今、認知症のことで、お尋ねをいただきましたんですが、先ほど、課長が申しましたように、これは認知症だけではございませんが、地域の方と集まって、楽しい時間を過ごしていただいて、お互いに見守り合う地域をつくっていくということで、ふれあい・いきいきサロンというようなことが、社会福祉協議会のほうで開催をされております。

それから、認知症については、認知症のサポーター養成講座、これも地域包括支援センターのほうで実施をしております。

それから、認知症の方ですとか、その家族、それから、医療や介護の専門職の方、それから、地域の皆さんなど、誰もが気軽に参加できる集いの場ということで、認知症カフェというものを佐用町社会福祉協議会ほか5か所程度で、こういったことも開催をしております。

こういった、ひきこもり、認知症に限らず、家族会、介護者の集いの場というようなことも設けております。こういった制度について、高年介護課の窓口にも、そういった各種制度をまとめた資料、これで安心!さよう生活べんり帳というものも置いておりますので、ぜひ、議員の皆さん以外にも、町民の皆さんにも、いざ、困った時に、こういうことを、こういう制度があるんだ。こういう場があるんだということを知っていただけたらと思っておりますので、ご覧いただいたらと思います。以上です。

#### 〔大内君 举手〕

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) ありがとうございました。

それで、最後の質問なんですけれども、私が紹介した高齢者の方が、施設に入って、それで、その家が誰もいなくなって、それで、空き家が古くて、これは誰も住めないし、それで、この家の跡取りいうか誰もいなくなった、そういう家が、結構増えてきているんやないかなと思います。

それで、空き家対策で、新しい家をつくるとか、そないなこともできんで、僕は、そういう家をどうしたらいいんかなと思うんですが、もう、そのまま、つぶれるまで放っておくしかないんかなと思ったりするんですが、そういう、どうしようもない家が残った場合に、

議長(小林裕和君) 大内議員、それは、空き家対策の話ですか。

5番(大内将広君) ほな、まあ、これはまた、後で聞きます。

議長(小林裕和君) そうですね。通告にないですから。

5番(大内将広君) ほな、以上、質問は、これで終わらせていただきます。

次の質問に行かせていただきます。

昨年、ヤングケアラーについて、質問しましたが、ヤングケアラーは病気や障害のある 家族の介護や幼い兄弟の世話をする子供、ヤングケアラーとしての負担が過度になれば、 学業や生活に悪影響が出る懸念があり、行政が早期に発見し、支援につなげるかが課題と なっています。

昨年の5月の一般質問以降からの現在までの進行状況をお伺いします。よろしくお願い します。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、ヤングケアラーについてのご質問にお答えをさせていた だきます。

学校へ通う児童や生徒が家族を世話することで、学校生活や友人関係などの社会生活に 支障が出ることは、行政として見過ごすことのできないものでございます。

ヤングケアラーの問題が全国的に取り上げられて以来、佐用町では、支援に関わる学校・行政・福祉・介護・医療等関係機関、また、そうした問題に当たっていただいている専門職、ボランティア、保護者等へこの問題を周知・理解する研修や関係機関との連携などの取組を進めてきたところであります。町内でヤングケアラーを見過ごさない機運が高まり、実態把握や支援につなぐ体制は整っております。

このご質問いただいた、昨年5月以降の支援の進捗でございますが、家庭訪問等をする保健師、家庭児童相談員、社会福祉士、ケアマネジャーなどが、支援の中でヤングケアラーにあたるおそれのある児童があった場合、また、学校生活の中で身だしなみや体調、心の変化などに気づいた学校教諭やスクールソーシャルワーカーから情報提供のあった場合は、関わる職員が情報交換をいたしております。

現状では、ヤングケアラーと位置づける児童は、現在、佐用町内ありませんが、それに近い事案はございますので、その児童の生活に支障が出ないよう支援や見守りを行っているところでございます。

この問題は、本人や家族が気づかない場合もございます。学校生活や役場・事業所で把握できない事案も、当然、あると思います。地域の皆様には、何かお気づきのことがあれば、身近な民生委員・児童委員や、民生・児童協力委員、または、学校、役場へもお知らせいただくご協力をお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔大内君 举手〕

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) 今年、4月22日の神戸新聞に、神戸市のヤングケアラー専門窓口開催1年目、去年から1年たって、本人や家族と面会できたケースが、相談全体の36%にとどまったそうです。

直接、支援の難しさが課題になったそうです。神戸新聞に書いてあります。

しかし、2年目は、46%と改善した。

県も、その後に、窓口をつくって、そして、昨年 10 月に開始した弁当の配食サービスを きっかけに、支援を拒んでいた複数の家庭が受け入れるようになって、%が増えたという ことが、神戸新聞に書いてありました。

県内には、多くのケアラーが埋もれているのは間違いないということで、県は、新たに、 弁当配達で、家族と接する子供食堂を通じて、家族の世話をする子供を把握して、各市町 の福祉部署につないでもらう仕組みを整えていくと、力を入れて言われていました。

佐用町も9月の「かがやき」の社協だより、佐用町で初の子ども食堂 Full House が誕生しましたと載っていました。毎月第1土曜日、11 時半から 13 時 30 分まで、20 名程度の人数を受け入れるようなことで、子供無料、大人 100 円の寄付になっています。こういう居場所が増えたら、神戸市のあれみたいに、相談も増えてくるのではないかと思いますが、この点は、どう思われますか。

佐用町、いい取組を、これからされているのかなと思います。お願いします。

# [健康福祉課長 挙手]

議長(小林裕和君) はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長(木村昌子君) はい、お答えいたします。

議員、おっしゃるとおり、個人的に始められた、Full House という子ども食堂を始めてくださっている方がいらっしゃいますが、その方につきましては、今現在、さよう子育て支援センターをお使いいただきまして、実施していただいております。

このたび、8月から始められまして、月1回、実施されております。

このたび、2回目を9月にされたところでございますが、まだまだ、周知がされてないところもあったりして、個人的にお声をかけさせていただいて、こういったこともされていますよというふうなことを、保健師、家庭児童相談員、それから、窓口でチラシ等をお見せしたりとか配らせていただいて、周知はさせていただいてはおりますが、全体的に、まだまだ、周知が足りないなというふうな印象を受けております。

していただいている代表の方とも、先日、お話はさせていただきましたが、これから、 人数を増やしていく、利用していただくというのが、非常に大きな課題であるということ を、お聞きしております。

その点につきましても、必要な方には、こちらのほうも、行政のほうも、お声をかけさせていただき、ご利用いただくように、努めさせていただきたいなというふうに思っております。

県の取組、神戸市の取組でございますが、そういった窓口をつくっての相談窓口をつくっておられるわけなんですけれども、佐用町の場合は、特別にヤングケアラーの相談窓口というのはつくっておりません。

ところが、いろいろな相談、昨日もありましたけれども、困りごと相談ですとか、それから、生活に困っておられる方、困窮されている方の相談等々をする中で、ヤングケアラーというものを、ではないかというところを見つけ出していったりとかということを、実施させていただいております。

ですので、特化したところではございませんが、佐用町では、いろんな相談業務等で把握させていただいているところでございます。以上でございます。

#### 〔大内君 举手〕

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) 支援が必要なヤングケアラーの掘り起こしは、今後の課題で、介護サービスなどの現場で、こういうのがあるか分からないんですけど、アセスメントシートに、ケアラーがいるかどうかの項目を入れ、ニーズをすくい取るのも1つの手段と思われます。

ケアラーの存在は、親や家族に支援が届いてない社会問題と認識して、そういう方に適切なサービスを受けていれば、子供はケアラーにならないと思います。

そういう理解が社会に広がれば、当事者も相談しやすくなるのではないかと思いますが、 最後の質問、どう思われますか。よろしくお願いします。

# 〔健康福祉課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 木村健康福祉課長。

健康福祉課長(木村昌子君) お答えいたします。

認定調査等のアセスメントシートに、そういう項目を入れるということに関しましては、なかなか、そういったものを、町独自で入れていくというのは難しいところでございます。ですので、ケアマネジャーですとか、それから、調査員ですとか、そういった方々が、高齢者のお宅に訪問させていただいた時に、このご家族は、どういった家族構成であるかとか、どういった方がいらっしゃるかとか、そこは、お聞きされるというふうに思っておりますので、そういったところから、もしかしたら、将来、将来的にヤングケアラーに該当するのではないかとか、今現在、少しヤングケアラー的な状況にあるのではないかというような状況を把握する中で、関係機関、健康福祉課ですとかに、報告いただくというような状況をつくっております。今現在ですね。

ですので、そういったところからの情報提供をしていただきながら、それに対応していくということをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 「大内君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) 介護を受けられる方が、適切なサービスを受けていたら、そこに住んでおられる子供はケアラーにならないんじゃないかなということを、今さっきの質問でさせていただきました。そのへんは、どう思われますか。

# 〔健康福祉課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 木村健康福祉課長。

健康福祉課長(木村昌子君) お答えいたします。

介護を受けられている方が、適切なサービスを受けられていたら、ヤングケアラーには ならないのではないかというご質問でよろしいでしょうか。 その点につきましては、介護サービス、佐用町における介護サービス受けていただくのに、限度はあるかと思うんですけれども、介護度によっても限度があると思います。ですので、その中で、上限である介護サービスは受けていただく。しかしながら、受けていただけないサービスもございます。その中で、家庭的に家族が、そのサービスを本人に対する介護をしていかなければいけないといった時に、仮に介護をする方が、大人がいない場合、子供が、介護した場合は、そこでヤングケアラーとなるというふうな状況だと思いますので、そういった方につきましては、できる限り、在宅、また、あるいは、受けれないサービスにつきましては、施設というものを利用していただきながら、できるだけ、子供たちの生活を守っていくというような状況をつくっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

## 〔大内君 举手〕

議長(小林裕和君) 大内議員。

5番(大内将広君) どうもありがとうございました。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(小林裕和君) 大内将広議員の発言は終わりました。

傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いた だきますよう、お願いします。

続いて、10番、廣利一志議員の発言を許可します。はい、廣利議員。

## [10番 廣利一志君 登壇]

10番 (廣利一志君) 10番議席、立憲民主党の廣利でございます。

ユーカリについての各地域での説明会の開催を求める。

利神小学校跡の利活用について、昨年に優先交渉者となった JIA 社、ジャパンインベストメントアドバイザー、東京の会社ですけれども、に 10 年の無償貸付けをし、4 つの事業を始めることに対しての説明会がありました。

6月22日、木曜日、19時から21時15分まで、利神体育館にて説明会がありました。 約140名の参加者があり、15名の方たちが質問をされました。

JIA 社が始める予定の事業、①番、早生樹の、早く育つ木のことなんですけれども、早生樹のユーカリを植える。②つ目、シェアオフィスの運営。③つ目、太陽光発電、蓄電設備の設置。④つ目、林業人材の育成の4つの事業についてですが、多くはユーカリについて、質問が集中しました。

しかしながら、回答としては「専門家がいないから…」ということで多くの質問にはき ちんと回答がなく、大半の参加者が釈然としないまま、質問者も疑問を抱えたまま終了と なりました。

もとより賛否を問う場ではなく、疑問に回答をいただく説明会ですので賛成も反対もありませんでした。そういう状況を踏まえるなら、反対意見がなったから、地域から歓迎を受けたという言葉は不適切だというふうに思います。

以上の点を踏まえて、以下の点について町長の見解を問います。

- ①点目、ユーカリの植付けは、町有林800~クタールを最終的に事業の対象とするのか。
- ②点目、町有林を対象にするということは、単に学校跡の利活用だけではなく、佐用町

と JIA 社の共同事業と考えているのか。

- ③つ目、町と JIA 社の共同事業体が事業開始に合わせて必要なのでは。
- ④点目、森林ビジョンとの整合性はどのように考えているか。
- ⑤点目、利神校区だけの説明会に終わることなく、町内各地の町有林をユーカリ植付けの対象とするからには、全ての地区での説明会が東京農工大の専門家も参加して、またユーカリ以外の早生樹を研究されている方々にも参加していただき、説明会を開催すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

## [町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) それでは、廣利議員からの各地での説明会、ユーカリについてとい うことで、今のご質問でもありましたけれども、その説明会の開催を求めるというご質問 に対してお答えをさせていただきます。

まず、お答えをさせていただく前提となる町としての森林整備に対する考え方、このことについては、昨日の大村議員からの一般質問へのご答弁で申し上げたとおりでございますので、また、私が長々と繰り返して申し上げることもないというふうに思いますので、割愛をさせていただきたいと思いますが、まず、大村議員へのご答弁でも申し上げましたように、ユーカリという樹種、樹木については、当然、私も植えたことがないですし、町内にも大きな木でユーカリがあるところは、植わっているところはございません。

そういう分からない状況であるからこそ、これを実証実験に取り組んで、研究をしていきたいということを、今、考えているわけでありまして、これに JIA 社が東京農工大学との共同研究としても取り組んでおられるのに、町としても、それに東京農工大との研究に一緒に参加をさせていただこうということであります。

そういう、今、現在の状況でありますから、地域に説明会、また、今、町有林化に取り組んでいる町有林、これに、どの程度、これから、そうした植栽をしていけるのか。それ以前の問題がたくさんあります。それを植えるためにも。そういうことも、なかなか、事業の中で検討していくべき事柄が非常に多い状況の中で、私自身が、そうした地域の皆さんに、これだけのものを、これから、こうして、こうして、こうしますということまで説明ができるような、今、状況ではありませんし、何を説明していいのか、これも分かりません。

そういう点を踏まえて、再度、質問に対して、まず、お答えをさせていただきますけれども、①点目のユーカリの植付けは町有林 800 ヘクタールを最終的に事業の対象にしているのかということでございますが、町有林に、まず、最初に、これを活用に考えていこうと、町有林の活用を考えていこうということは、間違いないわけですけれども、昨日の大村議員への答弁でも申し上げましたとおり、町有林の有効活用のための施策の1つとして、早生樹施業に取り組んでいきたい。これは、これまでの林業政策、森林、杉やヒノキ、そういうものを造林してきた現在の状況を踏まえて、1つの解決策として早生樹の事業に取り組むことが、新しいこの山林の活用、また、現在の地球環境への貢献、温暖化防止のための貢献にもなるのではないかということで、早生樹に取り組みたいというふうに考えているわけであります。

そして、その中でも、早生樹といっても、いろいろとあります。しかし、それが、東京農工大としても研究をされているユーカリの特性、そういうものを踏まえて、経済的、また、地球環境への貢献、そういうものに対して、有利な樹種としてユーカリが優れているとい

うふうに言われておりますので、このユーカリを検討しているわけでありますけれども、 しかし、このユーカリそのものが、これから佐用町の地で、しっかりと適応して生育でき るかどうか、これが分からないわけであります。

そのために、今後、ある程度、時間がかかりますけれども、東京農工大との共同研究を重ねて、ユーカリが佐用町に適した樹種であるかどうか、このへんも判断をしていきたいと思っておりますし、また、ユーカリの中にもたくさんの種類があるということであります。そのユーカリの中で、どのユーカリが佐用町に適しているのか。こういうことも、今回の事業の中で探りながら、最終的なユーカリの佐用町に適した樹種というものも選定をしていきたいというふうに考えているわけであります。

そして、今、ご質問の 800 ヘクタール、この面積について、私は、なぜ、この 800 ヘクタールという数字が出たのか、よく分からなかったんですけれども、これ職員から、いろいろと報告を聞いたところによりますと、小規模な木質バイオマス発電施設 1 カ所用に必要な燃料として供給しようとすれば、年間約 3 万トンが必要となります。その 3 万トンを山で生産をしようとすると、樹種にもよりますし、樹齢にもよるわけですけれども、平均して 1 ヘクタール 400 トンが収穫できるとして、仮定として、そういう 400 トンという数字を出して見ると、年間 80 ヘクタールの山の伐採をしなきゃいけない。それを、伐期が、それだけ本当に早く、10 年で成長するかどうかは、これも分かりませんけれども、10 年から 15 年というふうに言われているようですけれども、10 年とすれば 800 ヘクタールが必要になるだろうという仮定の話でありまして、これは林業関係者で定期的に担当課が開催をしている情報交換や勉強会の場で、職員のほうが、事例、例示の 1 つとして申し上げたということであります。

ですから、当然、この早生樹、何に使うのか。大きくなれば、用材としても使えるわけですけれども、まずは、早く生産して、早くお金にして、経済的にも回していくということでありまして、その目的というのは、この早生樹をバイオマス燃料として活用していく。バイオマス燃料として活用していくために、当然、これを電気に変えなきゃいけない。電気をするということは、発電所をつくらなきゃいけない。その発電所も大規模なものをつくるということになっても、なかなか、それだけの燃料を集めることというのは、安定的に集めるというのは、非常に難しいわけです。

特に、木材というのは、カロリー、石油やガスというような化石燃料と違って、非常に単位当たりのカロリーが低い。そうすると、大量なものを移動する。運搬するというのは、非常に大変なんですね。お金がかかる。ですから、できるだけ、それぞれの地域、地域に小さくエリアを決めて、そこにある程度、採算性を考えると、当然、小さな小さなものでは採算に合わないんですけれども、例えば、1メガとか2メガと言われるような小規模な発電施設をつくると。こういうことを前提にしているわけです。

当然、事業者としても、投資をして、そうした樹木を植えて、投資をしていくという、 最終的には、そのリターンとして、それを使って発電をしようという、当然、そういう目 的が、私はあるというふうに思っております。

ですから、そういうことを踏まえて、職員が、そうした研究で、皆さん、集まっていただいた中で、そういう事例、例示として、その800ヘクタールというものを挙げたようです。

ですから、この数字を、私も、最終的な事業の対象にしているわけではありませんし、 今後のこれは、そうした事業として、長い目で、最終的にどうしていくべき、どの程度の ものを集めて、どの程度の発電所が必要なのか。また、できるのかということが前提とし て、そうした事業計画をつくっていかなきゃいけないだろうとは思っておりまして、今の 段階で、このような仮定の数字が、ある意味ではひとり歩きするようなことになっている ということについては、これは、私は、非常に残念に思っております。

また、最終的な施業面積というのは、これは、先ほど申しましたように、木材需要に応じた安定供給のために必要な面積ということになるわけでありまして、それが、生育の適地に限られるということでありますので、これも、そうした、これから行う、今、行っている実証実験を繰り返しながら、今後、検討していかなければならない課題であるということは、十分認識をいたしております。

次に、2点目のご質問であります町有林を対象にするということは、単に学校跡の利活用だけではなく町と JIA 社の共同事業を考えているのかということでありますが、当然、学校跡地で、そうした研究をすると。学校跡地だけで、とどまるものではない。その研究を、当然、私たちも町内はもとより、よければ日本の課題としても温暖化のゼロカーボン、こういうことに貢献ができるというものが、そういうものが確認できていけば、これは、もっともっと広く日本中に広げていくべきものではないかと思っております。

ですから、学校の、利神小学校を使って、当面、そこで苗、いろいろな種類の苗を育てて研究をしながら、町内のそうした林地で、それを植栽をして、実際に生育状況というのを、しっかりと確かめ、それがうまくいけば、それを育てていって、将来的に早く伐採をして、また、その伐採したものが、また、再生をしていくというような、そういう循環をしていくような状況を考えたいということでありますから、これは、もともと、そういう事業、学校の跡地の活用と言っても、その中だけで、日本語学校のように、学校の中だけで終わるものではない。ある意味では、町としても、そういう展開をできれば、これは、町の行政施策、林業施策にとっても、非常に大きな力になるだろうというふうに思っているところであります。

今現在、山林の町有化につきまして、去年から初めて、既に、約300~クタールを公有林にしております。今年度も既に、そうした相談、一応もう締め切って、今年度の分としては締め切っていると思うんですけれども500~クタールを超える、こうした相談というか、申込みがございます。

これらの町有林の活用について、そうした、再造林ができるところは、再造林をしていきたいなと思いますけれども、昨日もお話をさせていただいたと思いますけれども、この町有林のほうも、山林所有者から申込みがあって、その場所は問わず、いろんなところから面積的にも、例えば、1,000 平米、2,000 平米、もっと小さいところでは、数百平米から、ある程度、大きいところでは、数ヘクタール、そういうふうに、町内も、それこそ、いろいろとまとまったものではない。あちこちに申込みがあり、どこでも、それは、私は、公平に、それは取り扱うということで、今、進めておりますので、なかなか、山の奥のほうで、そういうところが多いんですけれども、現在のそこにある木を伐採をして、また、新たに再造林をするということ自体が、なかなかもう機械も入りませんし、手のつけようがないところがいっぱいあります。

だから、町有林にして、これを全て活用できるものではありません。できるだけ、町民、皆さんが、本当に影響があって、困っておられるようなところ、里山林なんかのところからできればいいんですけれども、そういうところは少ない。

そういう中で、町有林の活用については、そうしたユーカリとか、そういう早生樹を植えたり、再造林をしたりするだけではなくて、私は、今、考えている1つの活用方法としてはJ-クレジット、カーボンクレジットと言われる、そうしたものとして、事業等が自社のカーボンニュートラル、これの取組として必要なクレジットとして、そういうものを活用ができるだろうということを、今、研究をさせておりますし、先般も林野庁にも行って、そのカーボンクレジットの担当者の方にも、いろんなお話をさせていただき、また、指導も受けてまいりました。

カーボンクレジットの場合には、大体、1~クタール、今、生産として、約年間1トンぐらいなカーボンを吸収するというふうに言われておりますけれども、ああ、5トンですね、5トンのカーボンを吸収するというふうに言われております。そういうことを基本にして、そのカーボン、J-クレジット、山林の取引きも既にされているという実態もあります。

ただ、そういうものだけでは、利用できないところを、そういうところが利用できないかということを考えるんですけど、それでも、やはり何もせずに、ただ、クレジットとして、それが、売買ができるかというと、何らかの、やっぱり、そこに手立てをしていくということが前提になります。

そういうことで、これから、町有林化、まだまだ、始まったばかりですけれども、これから、どれだけ皆さん方が、実際に、自分で管理ができないということで、町のほうが、公有林として対応しなきゃいけないか。5年、10年先のことというのは、どれぐらいな量になるかは分からないんですけれども、ますます、やっぱり、個人では、山林が、山を管理して、これを活用するということが、もうできなくなっていくことは、これは間違いないと思います。

そういう中で、町としては、ある意味では、この事業として、やっぱり町の将来をかけた、安定した町を守っていくための大きな、この事業であろうかということで取り組んでおりますので、この点は、ご理解いただきたいと思います。

そして、今の時代ですから、これまで、拡大造林、森林活用の柱となってきた杉やヒノキの育林に取り組んできたわけですけれども、それは、今後、同じように、杉やヒノキというようなものを、これも、今、再造林にとっては、国も、そういうことを認めて、逆に、そこが、まだ、柱になっているんですけれども、獣害対策、また、木材価格の低迷に加えて、杉やヒノキであれば、50年、60年という長い期間がかかるわけです。そういう状況の中で、新たに、造林、杉やヒノキというような、今までの樹種、これを植栽、植林をしていこうという人は、本当に全くないというんですか、ないわけでありまして、当然、これを、町もやろうとすれば、鹿の防護柵等、非常に莫大な経費がかかり、また、後の管理もかかりますけれども、町有林ということであれば、全ての経費は、これは町が、また、負担をしていかなければならないということでざいますので、そのために、国として、1つの財政的な支援策として、今回、導入された森林環境税、こういう事業の財源、お金を使っていくわけですけれども、これにしても、全額投入しても、とても間に合うものではないということで、年間、数十へクタールしてしまえば、環境税、佐用町 5,000万円、6,000万円ぐらいが予定をしているわけですけれども、そういう財源が丸々使ったとしても、その程度であります。

そういうことで、その環境税についても、今、取り組んでいる他の森林管理事業を、これをやめるわけにはいきませんし、例えば、これを、こういう事業を縮小したとしても、年間 10 ヘクタール程度の森林整備しかできないというのが現実です。

そのような中で、今回、JIA さん、本当に、東京で、全く、いわゆる今までの事業から見れば新しいと言いますか、経験されていない、そうした早生樹事業。そして、将来のカーボンニュートラルに対する発電とか、そういうことを目指した事業だと思うんですけれども、そういうことに取り組もうということで、JIA 社が利神小学校の、まず、活用についての応募をいただいたわけでありまして、当然、町といたしましても、そうした目的が一緒でありまして、町の大きな課題を解決していくための施策として、総合的に協力をして、まずは、できるところは、やはり、町有林を中心としたところで事業を、少しずつやっていきたいと。

ただ、私は、町有林だけじゃなくって、民有林であっても、皆さんが、そういうことや

りたいというところがあれば、これはもう一緒にやっていただければいいと思っておりますので、何も町有林だけに限ったことではない。私は、佐用町の山林、このような、どこも同じような、本当に、ほとんどが、そういう管理ができていない状況にあるわけですから、そういうところを、皆さんにも協力をして、町民の皆さんにも協力をしていただきたいと思っております。

ですから、そういう意味での説明会というのは、以前に山林の状況を、私が、ずっと回って説明をしてまいりました。それと同じように、今後、こうした研究を何年間か重ねて、ある程度の事業計画というものを、方針が持てた、そういう状態、資料があり、経験を踏まえた上で、計画をつくった上で説明をしていくということについては、当然、これは、私は、やっていく必要があろうと思いますし、特に、ユーカリだけではなくて、さらに、やっぱり山の現在の状況というのを、皆さんに関心を持ってもらって、本当に今のまま放置するということは、昨日、大村議員からもお話ありましたけれども、生物多様性の面からも、本当に山というのは、全く、そのへんが、もう、いろいろなものが、失われてしまっております。

山に行けば、下草はない。腐棄土はない。キノコも何も生えていない。そこに、だから、そういうもので生活してた小さな昆虫も何もいない。そういう状態になっているということを、皆さんに説明をしていくということであれば、これは当然、行政として、私もやっていく意味があると思っておりますけれども、ただ、今の段階で、ユーカリに対してだけのことを、話をしていくつもりはありません。

また、共同事業ということですが、具体的な事業の進め方というのは、今後の協議によりますが、山林は、町有林を中心に活用したいというふうに、先ほど申しましたように考えております。

また、整備費用については、当面、JIA 社からの出資に期待しているところでありまして、早生樹施業と言えば、長期にわたる、早生樹といっても、やはり 10 年、15 年という、ある意味では、今の社会の流れから見ると、長期にわたる継続的な事業となりますので、持続可能な林業経営のために、やはり、そうした JIA 社という安定した会社経営をされている中で、これを、持続可能な経営を期待をして、当然、町としても、JIA 社と一緒に必要な協議は、当然、これからも慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

次、3点目の町とJIA社の共同事業体が事業開始に合わせて必要なのではということですから、私も、これは当然だと思っております。

ただ、今の段階で、すぐに、そういうものをつくって、進めるということではないということなので、今後、そうした研究なり、実際の状況が、ある程度の佐用町での事業が、植林ができるというような状況ができてくれば、その面積、かなり拡大もしていかなければなりませんので、そうした町有林を使うことにおいて、じゃあ、その後、どうそれを、この事業において、運営、長年、15年、20年間、また、30年ずっと繰り返していくということになりますからね、当然、そこでは、最終的には収益も上げてもらわないといけない。その収益があるとすれば、当然、町としても、それの利益の配分も受けなきゃいけない。受けるのが当然だと思います。

そういうことで、安定的な事業運営ができるように、体制は整えて、しかも町としても、 町財産の活用として、そうしたものに対して収益が出れば、これを受け取れるものをつく るということになれば、現在の分収造林とか、町も町行造林というのをやっていますけれ ども、地主さんと山主さんと、実際の事業を行う主体と、これを最終的に収益が上がれば、 これを利益を分け合うという契約ですよね。これは、公団造林、それから、県の分収造林、 町の町行造林、これもみな同じです。

そういうことも1つの方法だというふうに私は、思っております。

人工林、これも当然、人工林として、昨日もお話させていただきましたように、自然に生えるものではないので、生育、管理をしていかないといけない。そうすると、どこまで管理が必要なのかも分からないんですけれども、下草刈りなり、伐採、途中で間伐なり、そういうことも必要なのかどうかは分かりません。

でも、そういうことを、その間、管理をしていこうとすれば、それだけの経費もかかりますので、だから、そういう意味での安定的な、やっぱり、これからの運営が必要でありますし、そういう主体は、まずは、JIA 社が責任を持ってやっていただくということ、これを、まず、私は期待をしたいと思っております。

次に、森林ビジョンとの整合性ということで、ご質問でございますけども、森林ビジョンというのは、災害に強く、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を重視した新たな森づくりの展開を図ることを目的として策定をしたところでございます。そのため、単一的な施業ではなく、あらゆる施業を複層的に取り組むことといたしております。このビジョンに沿った森林整備計画を今後も継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

その中でも、特に、ゾーニングが必要であるというふうに考えておりますが、ビジョンの中で「40X(エックス)の森づくり方程式」と掲載をいたしておりますけれども、エックスに、それぞれ係数をあてはめることで、0.5 であれば 20 年の早生樹の施業、エックスが 1 であれば 40 年で間伐施業、2 であれば 80 年で主伐、3 であれば 120 年で人工林の長伐期施業ということになるというふうにしております。また、エネルギーの森と表現をしておりますが、建築用材として活用できない木材は、木質バイオマス用材として活用することが一番適当でありますので、これを積極的に行っていきたいというふうに考えております。

最後に、5点目の利神校区だけの説明会に終わることなく、全ての地区で東京農工大学の専門家も参加して説明会を開催すべきであるというふうな質問でございますが、昨日の大村議員へのご答弁でも申し上げましたとおり、「利神校区だけの説明会」とのご発言に対してでありますが、6月 22 日に開催した説明会は、議員のご発言では早生樹施業について、主だった質問がそういうことだって、ありましたので、そういうふうに説明会を開催した、中心に開催したように聞こえるところがあるわけでありますが、小学校の跡地活用事業についての説明会であって、その事業のうちに早生樹施業が含まれているため、その説明を申し上げたところでありまして、当然、早生樹施業、このことの説明会を開催したわけでは、当然、ございません。

その場で出された質問のうち、ユーカリに対する質問が多かったことから、住民の皆さんの外来種に対する不安というものがあることは分かりましたし、もちろん、私たちもユーカリに対しての知識というもの、経験というものがないわけでありましたので、そうした説明を受けた中で、また、東京農工大の先生方にも、改めて、お尋ねをし、確認をしております。

それらの質問をされる方も、やっぱりユーカリについて、私は、どの程度の知識を持っておられるのか、これも分かりませんし、こちらも、それに対して、十分なお答えはできなかったところでありますが、早生樹の中で、ユーカリが経済性や環境負荷の軽減にも優れた樹種であるというふうに農工大の研究の中でもされておりますので、町内の環境で、これがしっかりと生育するかどうかは分かりませんけれども、こういう実証実験を重ねて、適した樹種であることが確認ができれば、また、そうしたことを、皆さんにもお伝えをさせていただきたいと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、まだまだ、町内、どこでも、あらゆるところで、そういう木を植えていくんだと。現在の杉やヒノキ、ああいう人工林と言われるもののような状態になるということは、これはとても、今、考えら

れるものでもありませんし、それだけ、ご心配なところがあるのであれば、また、広報とか、そういうもので、この事業の今の研究段階、状況を、また、皆さんにもお知らせをしていくということが適当ではないかなというふうに思っております。

町では、これまでの長い歴史の中で、山林の所有者の方々が本当に汗水を流して、杉やヒノキ、そういうものを植林をして育てて来られました。町としても、町有林施業や町行造林など、積極的に森林施業を実施してまいったところであります。近年では、それらの山は成熟し、搬出間伐事業による、これも若干の収入はありますけれども、本当に過去の投資が回収できるというものではありません。これが逆に負の財産というふうになっているのも現状であります。収益事業としての林業が、非常に困難な時代である現在におきまして、いかに林業を「なりわい」とできるか、その1つの方策が、今、研究している早生樹施業であるというふうに考え、他の、そういう私たちと同じような山を持っている山国と言われるような全国の自治体においても、研究を、取組をされているところですので、町としても、さらに検討を進めてまいる所存でございます。

最後になりますけれども、町内のほとんどの山林は放置された状態であります。それが自然の姿というふうに思われるかもしれませんが、日本の山林は、そこに住む人たち、住民と密接な関係にあったわけであります。人が山に入り、それを伐採し、活用し、整備をしてきたことで、山は更新し、若くて強い元気な山が保たれてきたわけであります。

少しでも、そのような昔の姿、山林の姿に戻していくために、引き続き林業政策に、私も力を入れていきたいと考えておりますので、ご理解を、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

#### 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) まず、6月22日に利神体育館で説明会がありました。

昨日の2人の議員の質問の中で、町長の答弁にありましたけれども、町長のところにも、あるいは窓口にも、反対の声は聞いていないということでしたけれども、6月22日の利神体育館での説明会、説明会に参加された皆さんの満足度というか、理解度というか、理解したということについて、100%からゼロ%で、町長の主観で構いませんけど、どんな感じでしょうか。

#### 〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 6月22日ですね、利神小学校、たくさんの方が出席いただきました。 私も出席して、ああ、たくさん、こんなに出席者が多いのはびっくりしたんですけれど も、それだけ、関心を持って出席をしていただいたんだろうと思っておりますけれども、 その中での利神小学校の活用ということでの説明会でしたので、先ほど、申し上げました ように、ユーカリというものの樹種、それについてに、質問が集中をしましたので、それ については、なかなか、まだ、全く、私も、そういうことで、経験もない。知識も乏しいと いう中で、これは、これから研究をしていくんだということのお答えしかできなかったわけです。

ただ、その後、私も、もし、こういう JIA 社に貸し付けることが、適当でない。反対だというのであれば、私自身に、直接、お話をされるのは、町民の方もできないのか、できなかったのかもしれませんけれども、担当課のほうに、どういう反応だったと。皆さんが。それを話したら、ほとんど、そういう、何も、そういうお話はなかったというふうに、報告がございました。

廣利議員は、以前に、ほとんど7割、8割ぐらいな方は、もう反対ではないかと。半分ぐらいな方に、みんな、お会いして、実際に意見、状況、意見を聞かれたということを言われましたね。前に。

それが、どんなことを、どういうふうに言われたのか、これは、私が知るところじゃないんですけれども、感覚として、私は、皆さん方は、後の何人かは、お話は、後から聞きました。これは石井や、また、平福の方ですけれども、その反応としては、ユーカリというようなものがどうこうと言うんじゃなくって、利神小学校を、あれだけの建物を、何とか、これからも活用していく上で、そうした、しっかりとした力も財力もある会社が管理、使ってくれるんだったら、これは何もいいじゃないかという反応ですね。

ですから、その点でいくと、私は、十分に理解をされているか、いないかというのは、 それはもう、個人の感覚であり、説明、何をもって、それを判断するかになりますけれど も、私は、粗方の人は、説明会もあのように、ある意味では和やかに終わりましたからね。 説明会としては、それで、終わったと。1つの役割を終えたというふうに思っておりま

ただ、その後、長谷のセンター、地域づくり協議会等の方が、そうした協議会の中で、 8割、9割の方は反対だったというふうに発言をされたそうです。それは、職員から報告がありました。

だから、なぜ、そういうことを聞いた、そこに出席していた方々も、やっぱり、人の捉え方、評価というのは、それだけ違うのかなと、びっくりをされたというふうに見る人もいるのかなというふうに思いましたし、聞きました。

ですから、その早生樹って言われるユーカリについての疑問とか、そういうものはあったとしても、JIA 社というような、なかなか応募もなくて、あれだけの施設を管理して、自社でやっていただけるような事業者というのはみつからない中で、これを、使って、利用していくということについては、私は、大方の理解は得られたというふうに思っております。

#### 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) 私の発言が、ちょっと、間違って伝わっていますけども、私は、140 名のうち、5割以上の方にお会いしました。

それで、その方たちが、7割、8割反対ではない。反対とは伝えていないです。理解できなかったという方が7割、8割ということです。

だから、大半の方が説明会の場だから賛否を問う場ではないと、おっしゃっていますので、賛成、反対を、私は、聞いていませんし、そんなふうにおっしゃった方は少なかったということですので、ちょっと、そこは誤解のないようにお願いしたいなと思います。

私が、反対をリードしている、そういうことではありませんし、理解できなかったということです。

まず、私、議員になって、最初の年の質問が森林組合の問題をさせていただきました。

その後、いろいろ、いろんな場面で町長の答弁をもらったり、あるいは、木材ステーションの発足の時には、先進地の視察も行ったりしました。その後、今の森林ビジョンに至るし、町長の熱心な熱意ある姿勢とかリーダーシップについては、これは敬意を表しておりますし、そのことについて、何も疑問を挟みません。

ただし、このユーカリの件については、大いに、まだ、疑問があります。

それで、まず、なぜ、ユーカリなのかというところについてですけれども、昨日の大村議員の質問の答弁で、ユーカリの、なぜいいかというところについて述べられましたけれども、比重が高いとかね、言う話がありましたけれども、マイナス面については、ちょっと、指摘されなかったなという点と。

これは、今から研究が始まるわけですけれども、既に、研究を始めているところもあります。これは、誰でも見れますので、今までの研究成果が分かるようになっています。

で、平成 27 年から取り組まれた成果が、誰でも見れますので、私も印刷して参ったんですけれども、近畿中国森林管理局というところが、早生樹造林の取組というのが、大学、これは京都大学と京都府立大学。それから、メーカー、住宅メーカーとか建材メーカーとか、かなり大掛かりな研究が、プロジェクトが平成 27 年から。それで、近畿、中国、11 カ所で早生樹を植えてされています。まず、このことはご存じなんでしょうか。

で、ここの早生樹はセンダンです。

だから、この成果を得るということはお考えにならなかったのかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) そういう早生樹について、先ほども答弁で申し上げましたけれども、本当に、今の山の状況から考えると、新しい、そうした樹種を入れていかないといかんと。 こういう研究がされていることは、十分承知しております。

ですから、その中で、センダン、コウヨウザンと、隣の宍粟市は、コウヨウザンというのを、今、試験的に植えてやっていますけどね、センダンについても、私どもも以前から、センダンの苗を配ったりして、これ植えなくても、至る所に、今は、センダンが増えてきておりますけれどもね。そういうことに取組もしておりますので、ただ、今、その平成27年から近畿、中国ですか、そこの機関で大々的に、今、それもユーカリを受けているわけですか。

10番(廣利一志君) いや、センダンです。

町長(庵逧典章君) センダンでしょう。

10番(廣利一志君) はい。

町長(庵逧典章君) そのことは知っています。センダンをやっているということは知っ ています。

ただ、今回、なぜ、ユーカリかと。これは、私もユーカリの知識というのは、先ほど言いましたようにないわけですけれども、事業を展開していただくのは、これは JIA 社と東京農工大、これが共同して、今、これに取り組むということですからね、これを、私とこが、

じゃあ、センダンをしなさいというわけではないんです。

そうした事業者が、これが、今までの研究とか、これからの、そういう樹種の選定の中で、これを選ばれたと。

だから、昨日、皆さんにも説明したのは、これは、東京農工大で、私も、先生のところへ行って、学部長をはじめ、担当の教授、皆さん方からセンダンについての講義も受けてきました。そのことを、皆さんに、お伝えをして、そして、JIA社として、当面、これを植えていく。

じゃあ、それに町としても、土地も、当然、佐用町の土地が適正かどうかということを、確認をして、実験していくために、今、東京農工大との研究につながっているわけですから。

そういうことで、センダンについては、今のところ佐用町としては、植えている程度で、今、たくさん繁茂しているので、どんどんと、これは、佐用の地は荒れ地ですね、センダンは、そういうところが適そうなんですけれども、そういうところに、適応するということは確認をしております。

議長(小林裕和君) お諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問 を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(小林裕和君) ご異議ないようですので、このまま一般質問を続行します。 廣利議員。

10番(廣利一志君) 早生樹のところは、山の整備というか、そういう形で考えていく時に、町としては、やっぱり、今から 600種。もしくは 900種もあるユーカリを、これから研究をして合う樹種を決めていくという形で考えていくのか。

確かに、JIA が取り組む事業なわけですけれども、共同事業と共同事業体のところについては、町長の答弁では、私は、前向きだというふうに思ったんですけれども、そうであるなら、このセンダンの研究成果というのを生かしていくという形は、やっぱり、ひとつ必要なのではないかなというふうに思います。

で、もう1つは、それで、東京農工大の浅田教授は、佐用へ来られたことがないんですけれども、このまま、この方に研究を、任せる形でいいのかなと。現地を全然知らずにという形は思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 始まったばかりですから、こちらに来られたのは、東京農工大の副 学長が来られました。

で、その 600 種もある中で、これを1つ1つ植えるのかと。そうじゃなくって、これまでにも浅田教授なんか、もう既に、ある程度の樹種、ユーカリの中の、こういうものがいいのではないかというものまでは、当然、選定をして、それを最終的に、こちらに、今回は3種類を植えられたということであります。

ですから、浅田教授も、当然、これから、その生育等については、現地に入ってきて、こ

れを確認、見られて、それが、その判断がよかったか、いやそうじゃなくって、ほかの、やっぱり樹種の生育状況を見ると、やっぱり、もうちょっと、こういう樹種のほうがいいんじゃないかとか、そういう判断は、当然、研究者としてもされると思いますので、今の段階で、来られていないからいいのかというんじゃない、やっぱり、まだ、それを、とりあえず向こうで選定をして、これだけを植えなさいということで、こちらで植栽をしている段階です。

ですから、これから、当然、1年、2年ではなくて、何年か、ある程度かけての研究になりますからね、それは、しっかり農工大としても研究をされるというふうに思います。

# 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) 6月22日の説明会では、詳しく述べられなかったところ、あるいは、東京農工大の先生のお話も聞けなかったんですけれども、8月1日に、勉強会というのがあったそうです。これは、後で知りましたけれども、これは、議会には、これは言ってほしかったなというふうに思うんですけれども、ちょっと、まず、これはどんな内容だったのか、ちょっと、教えてください。

## 〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長 (庵逧典章君) 課長に答弁させますけれども、議会にも言ってほしかったと言われ ますけれども、勉強会ということで、私も知りませんでした。

先ほどの答弁でも言いましたように、そういうことがあって、こういう質問を受けて、こういう質問には、その時に、こういう話をしたんだということを、担当者のほうが、また、担当課の担当者としての判断の中で、皆さんに勉強会をしたということですので、そういう経過だったということ。その内容については、課長のほうが答弁します。

#### [農林振興課長 挙手]

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) 8月1日の勉強会ということでございますが、議員もおっしゃっていただいています、この森林ビジョン、これをつくる時から入っていただいたコンサルさんと、町内の林業関係者の方、いろんな意見を出していただく。定期的に集まって、それらの意見に基づいて、このビジョンをつくってきたつもりでございます。

で、できた後でも、できて終わりということではなくって、じゃあ、これから、これを 実行しないといけない。そういった実行に向けて定期的に、こういった情報交換の場を継 続しましょうということで、継続的に続けております。

その中で、今、新しい施業の方法として早生樹の施業、当初から、センダンもいろいろ検討はしておりました。ただ、林業事業体。林業に携わる方の継続的な現場における仕事をつくらないことには持続しないというふうに思いますので、持続可能な林業のために早生樹施業をしよう。その中で新たな樹種、我々も想定もしていなかった樹種でございます

けども、それが出てきた。

じゃあ、実際に携わろうとする。携わる可能性のある林業関係者の方と、1回勉強しようというようなことで開催したものでございまして、それで、その程度の勉強会ということでございます。以上です。

#### 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) それは、この勉強会が、どういう形で設定されたのかというところに、そもそも起因する問題で、情報連携の場とか、勉強会とかいう形よりも、むしろ、6月22日の説明会が、この森林ビジョン策定の皆さんにも、よく分からなかったと。だから、これは、この森林事業者も含めて、東京農工大の先生の話も聞きたい。JIAの方の話も聞きたいということで設けられたのではないですか。

## [農林振興課長 挙手]

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) 林業事業体の方が、そういった意見を出して、で、早生樹をテーマにして勉強会を開催したわけではございません。

その中に、メンバーの方も、当日の説明会行かれました。その方は、直接林業をされておられる方ではないんですけれども、その方が、もう少し、このユーカリについて知りたいという意見もございましたし、その方が所属する里山整備のメンバーの中でも、そういった意見があったので、せっかくの機会なので、そういう場を設けるので、ぜひ、その里山保全のグループの方も参加してくださいと呼びかけて開催のほうをさせていただきました。

ただ、残念ながら、その会員の方、その説明会の場で、意見を、質問をしていただいた 方の多くの方は、お越しになられず、代表で来られた方が、主に意見交換したという状況 でございます。

#### 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) そもそも、6月22日の説明会、利神体育館での説明会が、皆さん、 私も、その終わった後、皆さん、5割の方にお会いしましたら、東京農工大の先生の話も 聞きたかったと。で、当日は、専門家がいないのでということで終わってしまったと。

だから、東京農工大の先生方との話を聞きたいが多かったです。

だから、今、勉強会に参加された事業者の方含めた、同じように、なぜ、早生樹なのか。 なぜ、ユーカリなのかというところで、専門家の話を聞きたいということで、設定された というふうに聞いています。

それで、違うというふうにおっしゃっているんですけれども、それで、これは、テレビ会議、Zoomを使ってだったと思うんですけれども、そうすると、先ほど、ちょっと、触れたように、金澤議員が、昨日、要するに、昨年の9月でしたか、JIAが優先交渉者になって

からの後の報告が議会にはないという話がありました。まさに、6月22日に説明会があった後、我々も含めて、東京農工大の先生を含めて話を聞きたい。専門家の話を聞きたいと思っているにも関わらず、ここは、そういう、いわゆるプロだけの話で、議会には、そういう開催すらなかったわけですけれども、だから、結局、優先交渉者が決まってから、何も放っておかれたという金澤議員の話にありましたけれども、まさに、そういう専門家の話を聞けるチャンスに、どうして案内しないのかなと思いました。いかがですか。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) そういうご希望、その当時知っておれば、ご案内もさせていただいたとは思うんですけれども、ただ、その開催に当たっては、これまでの、勉強会、初めて開催したわけではなくって、過去何年もかけて、何回も開催している勉強会の1つのテーマとして取り上げたものであって、なおかつお声かけさせていただいたのは、普段、そこには入ってはいただいていないですけれども、里山整備で活躍いただいているグループの方にお声かけした。その方が、主に疑問が多かった。質問を多く寄せておられたという印象でしたので、その時に、お呼びして、その時に、代表されて、いろいろご質問されていました。大学の先生の方に。

逆に、その方から情報提供なりを受けられてはないんでしょうか。おそらく、そうされているというふうに、私どものほうは理解しておりました。

#### 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10 番 (廣利一志君) いや、その方から情報提供はいただいておりませんので、だから、まず、議員に、やっぱり声かけてほしかったというふうに思います。

また、機会があれば、そういう東京農工大の先生の話が聞けるチャンスがあれば、ぜひ お願いしたいなというふうに思います。

それで、この JIA の事業のことについてなんですけれども、800 ヘクタールの問題ですけれども、町長は、先ほどの答弁で、この 800 ヘクタールについては、職員が例示として挙げたものだということ。

それから、この 800 ヘクタールがひとり歩きするのは残念だということですけれども、これは、JIA の担当者が事業として、どれぐらい必要かという話の中で 800 ヘクタールと言っているんですか。

#### [町長 挙手]

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 担当者のほうから、こういう勉強会の中で、そういう、例えば、この早生樹を使うという、利用していく、それを発電というものに使おうとすれば、どれぐらいな面積が、まず、ある程度、その事業として、これを取り組まないと、実際には、それが町内で、もし、それをひとつ賄っていこうとすれば、これぐらいな面積、量になると、そ

れは先ほど申しましたように、 $1 \sim 29 \sim 100$  トンと計算すると、これを大体  $1 \times 1.5 \times 100$  メガ、 $1.5 \times 100$  とこれを発電所を建設をすると、年間  $3 \times 100$  の材料が、燃料が要るわけですから、そこから出てきて、まだ、そういうところまでの話は、11A 社と話は、当然、進めているわけではありませんので、11A 社としての、私は、意向として、考え方としては、当然、私たちが考えると、早生樹を植えて、植林して、それを使わないと何も意味がないので、それを活用していこうとすれば、これは発電燃料として使うということを考えられているということは想定した中での、私は、職員の、そういう計算上、こうなるんじゃないかということを言ったと思うんですけれども、担当課長は、そうじゃない。課長からも答弁してください。自分が発言したんやから。

#### [農林振興課長 挙手]

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) その 800 ヘクタールというのが、その勉強会の時に、初めて出 して、それ以外に 800 ヘクタールという数字は出たことはございません。

先ほど、議員も、その時の勉強会の内容、一切、聞いてらっしゃらないというふうにおっしゃられましたけれども、その勉強会でしか、800 ヘクタールというのは申し上げてないので、おそらく、内容はお聞きいただいているのかなというふうに思います。

その 800 ヘクタールの根拠につきましては、先ほど、町長申し上げましたとおりでございまして、仮に安定運営をしようとすれば、その程度は必要だろうという中の例示の数字ということでございます。

## 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) いや、職員から例示で挙げたものだとか、ひとり歩き云々とかいう 話になりますから、これは、私は、これ農林振興課に資料として出してほしいということ で出していただいたものです。

だから、それを見ると、誰の発言でということでありますので、JIA の方が 800 ヘクタールというのは出ています。

だから、職員が例示で挙げたものではないということですね。

だから、これは、議員全員に、これ、ちょっと配ってほしいというふうに思います。

それと、町長の答弁の中で、当面、町有林ということなんですけども、民有林についても、オーナーさん、持ち主さんが賛同されれば、それもいいということなんですけれども、既に、JIAが佐用で山を買っているということはないですか。

## 〔農林振興課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) 山林の所有権が変わる時には、所有者の変更届というものが森 林法の中で義務づけられております。その中での提出はございませんので、おそらくは取 得はされていないのではないかというふうに思います。

#### 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) 東京農工大の先生が、浅田教授が言われている佐用でのユーカリの研究で、これ何年先に伐採ということを、浅田教授は言われているんですか。

## 〔農林振興課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) まだ、何年で伐採しましょうという決め事のようなものはなくって、早ければ6年でもう切れるということも言われておりますし、10年はかかるという言葉もございまして、平均的には8年を目標にしようというような、本当に、いろんなことがあるんですけれども、それは、やっぱり佐用町で、その成長度合いを確かめた上で、一番効率的な時期になってこようかと思いますので、今の時点では、もう何年で切りますということは、今、植えてある杉やヒノキと同様に言えないというふうに思っております。

#### 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) これも資料出していただいたら、浅田教授が話されているのもありますので、今、課長が言われたように、5年から10年で伐採と。

で、一応、民有林のJIAの購入は、一応、届出がないからないだろうということですけれども、将来的には、やっぱり民有林の購入というのは、先ほども話がありましたように、これはあるわけですよね。

だから、この伐採が5年から10年、今から始めたとして5年から10年ということで、 私が心配するわけではないんですけども、JIAの黒字はどこから出てくるんですか。この 5年、10年というのは。

#### 〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 廣利議員も心配することじゃないと言われますし、私どもも、当然、企業の事業ですから、そこは責任があるわけではないですけれども、JIA 社としては、何回も、いろんなところでも申し上げておりますけれども、なぜ、JIA 社がこうした事業に取り組まれるのか、非常にリスクを背負った中でされる。それは、非常に会社として、かなり先、将来を見ながら、こうした事業を1つの企業の事業としてつくり上げていこうという、そういう今の段階では、計画を持ってやられていると思います。

だから、何年先に、これが黒字化されるのか。リターン、回収、投資した資金が回収されるのか、それは、当然、私は、分かりません。

#### 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) ちょっと、そこが、そこがというか、結局、町有林のほうで植えて 行って、5年、10年先に伐採をすると。それが、どういう使われ方をするかと、バイオマ ス燃料という形もあるし、ユーカリの特性としては乾燥しにくいというのがあると。

それから、水分をすごく吸う。水を吸うということが言われています。だから、逆にカロリーが高いというふうに言われているんですけれども、だから、そういうことを考えていくと、5年、10年先に、勝手に想像ですけども、それまでに民有林は買う。町有林にユーカリを植えていると。想定どおりにいかなくて、町長、昨日、どこかの場面でJIAが撤退というような話を、ちょっとされましたけれども、そんなことも、ちょっと心配にはなります。

だから、私は、やっぱり、ユーカリ、なぜ、ユーカリなのかというところについては、やっぱり、昨日からの答弁を聞いていましても、ちょっと、分からない。

だから、そうすると、今、冒頭で言いましたように、センダンの研究が進んで、成果も 出ておりますので、そういうふうな形も考えていかないといけないというふうに思います。

[町長 挙手]

町長(庵逧典章君) ですから、私も申し上げておりますように、早生樹という、こういう林業のこれまでのサイクル、これを、何とか採算が取れるようなものにしていこうという中で、早生樹ということが、今、盛んに注目されているんですけれどもね、それが、ユーカリだけではない。センダンも1つの候補でもあり、町としても、ある程度、苗を植えたりしたりして見ています。

ですから、ユーカリのことについては、今でも廣利議員、もう理解できない。分からないと言われますけれども、私も、これだけ、今、私が持っている知識、思いの中で、大村議員等にも説明させていただいて、それ以上の説明はできません。ありません。これで、理解していただかなければ、もっともっと、もう少し経験を積んだ中で、やっぱり、お互いに、これは、また、理解を深めていく努力が必要かと思いますけれども、ただ、今、センダンは、そういうふうに、今、かなり研究も進んでいると。これは、前から、そういうことで取組があったとこです。

ただ、私が1つ、センダンというものを、今、山に、かなりいろんなところに、いっぱいセンダンが自然に生えています。それを見ると、センダン、早くある程度大きくなっていますけれども、センダンのあの樹形を見ていただくと、真っ直ぐした大きな木が1本の柱のような形で成長するものではないんですね。非常に枝葉が出て行って、小さな枝葉の形で、非常にあれ、施業の面で扱いにくい。1本の杉やヒノキのように、ユーカリもいろんな樹種があると思うんですけれどもね、1つの将来的に用材として使えるような、柱ものとして使えるような1本の木がドンと大きくなってくれれば、もう運搬でも何でもしやすいですし、作業もしやすいんですけれども、あんなセンダンのように、クヌギやああいう造林、ああいうものと同じように、もう枝があちこちに出て、非常に1本1本の木が、材が小さいんですね。だから、そういう面での、やっぱり、センダンとしての問題はあるのではないかなというふうに、私は、見ております。

#### 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) お昼が回ってしまいました。申し訳ありません。

幾つか、まだ、あるんですけども、1つだけ最後、昨日、金澤議員も触れられた JIA の5つの事業が、そもそも、我々は聞いていて、説明会のところで4つの事業になったということ。ジビエというのが、削除になったわけですけれども、町長から、いろいろ、なかなか難しいよという話の中で考えられたということなんですけど、これ猟友会には、いつの時点で、JIA 社が利神小学校に来て、ジビエのことを取り組むということを、猟友会には、いつ伝えられたんですか。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) 直接、そういう事業計画があるというふうにお伝えしたような 覚えは、ちょっと、ないんですけども、ただ、ジビエの活用という意味では、もう数年も 前から有効活用ということで、いろんな方策を検討してまいりました。その中で、なかな か有効なものがないというのが、実際のところではございますけども、今回は、事業計画 から落とされましたけれども、担当課、担当職員といたしましては、やはり、ジビエの有 効活用も、今後、考えていきたいということは思っておりますので、猟友会含めて、本当 に、昨日も答弁の中で、捕獲の頭数とか申し上げましたけれども、それだけのものが資源 として使えるようになれば、もっと町内の経済が回るのかなと思ったり、いろいろしてお ります…、ちょっと、余談になったかも分からないですけれども、直接、そういう、今回 の事業についてのご相談はさせていただいたという記憶はございません。

## 〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) 猟友会からクレームがあって削除したということではないですか。

[農林振興課長 挙手]

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) ですので、そういったクレームなど一切ございません。

[廣利君 举手]

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) 分かりました。

以上で、私の質問を終わります。

議長(小林裕和君) 廣利一志議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(小林裕和君) ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1 時50分とします。

午後00時25分 休憩

午後01時50分 再開

議長(小林裕和君) 休憩を解き、会議を再開します。

傍聴者におかれましては、傍聴中守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

続いて、2番、森脇裕和議員の発言を許可します。

#### [2番 森脇裕和君 登壇]

2番(森脇裕和君) 2番議席、森脇裕和です。

今日は、2点、質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、最初の質問なんですが、地域づくり協議会でセンター長の後継者がいない問題について、お伺いいたします。

私、この6月の定例会前ぐらいに、ある地区の方から、今年は、センター長のなり手がなくて困ったという話をされました。今期は、何とか決まったが、今後はどうなるか分からないと。何とかならないのかということで、相談がありました。

私の地区でもセンター長が、今期、交代したのですが、やはりなり手がなく、地域づくり協議会の会長がやむなくセンター長を引き受けるということになりました。

どこの地域でも同じだと思うんですけれども、まず、推薦された方というか、みんなで相談して選ばれた方を一本づりというんですか、そういう形で依頼するところが多いかなと思うんですけれども、それを失敗して、協議会の会長が責任を取るような形でセンター長を引き受けたというようなことになりました。

そうであれば、今後、同じような問題が多くの地区で起きるのではないかというふうに 思われます。

そうなれば、自治会長、地域づくり協議会の会長や役員の負担が、かなり大きいと思います。

そこで、伺います。

まず、1つ目、地域づくり協議会の役割とは何ですかということ。

2つ目、佐用町地域づくり協議会のあり方再構築の方針で、センター長などの後継者がいないというのは、前から分かっていたことです。これに対して、センター長の役割やあり方についても、再検討することが求められるとあります。再検討はされましたか。されていないのであれば、いつ、どのようにされるのかお伺いします。

再質問は所定の席でさせていただきます。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、森脇議員からのご質問でございます地域づくり協議会でセンター長の後継者がいないという問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。本町では、合併後の新たなまちづくりとして、協働のまちづくりを掲げ、住民と行政がそれぞれの立場や責任を明確にしながら、協力し合い、よりよい地域づくりの実践を目指す場として、町内全域の13地区に地域づくり協議会を設置をしてきたところであります。設置当初より、地域づくり協議会は、自治会と協力・補完し合いながら、地域のふれあい・交流事業や地域課題の検討、問題解決のための取組を行なって来ていただいており、今後、ますます活動を維持していくことが難しくなっていく小規模集落を補完したり、広

また、地域づくり協議会には、センター長を設置していただき、地域づくり協議会の運営や各種調整はもちろん、行政と地域とのパイプ役としての役割を担っていただいております。

域的に実施することが望ましい取組を実践する役割が期待をされるところでございます。

設置から 10 年以上が経過し、人口減少や少子高齢化、また、ライフスタイルの変化などの影響により、地域の担い手不足は深刻さを増すとともに、これまでどおりのやり方や考え方では地域活動を維持できなくなってきていることから、地域づくり協議会の活動や組織体制を振り返る取組、いわゆる「みん活」を令和元年度より開始し、昨年度までに全 13 地区において、この取組を進めてきたところでございます。

これまでの活動や組織体制、まちづくり計画などを見直すとともに、将来を見据えた地域づくり協議会の役割やあり方、また、地域づくり協議会以外の地域活動やその課題などについての話し合いが行われ、それぞれの地域に応じた形で見直しが進められてきた結果、新たな取組や体制づくりも実践されてきております。

みん活の取組の中でも、議員のご指摘のとおり、センター長の後継者が見つからないということは、各地域の共通の課題としてたびたび議論されてきており、地域づくり協議会だけでなく、担い手不足は地域全体の大きな課題であると認識をいたしております。

センター長の後継者がいないという課題の主な要因は、人口減少による担い手不足や年金支給年齢の引き上げなどの構造的な問題に加えて、本来なら複数人で分担されるべき役割や責務をセンター長1人が担っていることが多く、その負担感が後継者へバトンを渡しにくく、また、受け取りにくい現状を生み出しているのではないかというふうに考えております。

ほとんどの地域において地域づくり協議会の役員は、自治会長や各種団体の長等の充て職であることが多く、1人の方が複数の肩書を持ち、活動をされているために、地域づくり協議会の取組への注力が難しいという課題もあり、その分の負担がどうしてもセンター長へかかってしまう構造になっているというふうに思われます。

また、担い手となる次世代に、地域づくり協議会の存在意義や役割が十分に認知されていないため、新たな人材確保につながらないということも後継者不足の要因の1つではないかというふうに推察をいたします。

このような状況を踏まえ、みん活の取組の1つとして、センター長及び役員等の負担軽減を目指し、誰もが関りやすく、参加しやすい地域づくり協議会への見直しを少しずつ進めているところでございます。

具体的な取組といたしましては、組織体制の見直しをされた地域づくり協議会に対して、

地域自治包括交付金の人件費における上限基準額を 38 万円から 60 万円まで拡大し、事務 局員等の確保に活用いただきやすいような変更をいたしております。この制度見直しによりまして、これまでセンター長1人が事業の企画から会議開催、また、準備、運営など全てを担っていたものを有志による企画部会において運営する体制に変更し、センター長の負担軽減を図られた地域、また、自治会長による役員体制を見直し、各種活動を部会制にしてやりたい人で動かしていくなどの組織体制の見直しを行うことで、自治会長の負担軽減を図られた地域、また、活動内容を見直すことにより、必要に応じた事務局体制を新たに構築することができた地域などの取組事例も出てきております。

また、来年度からは、さらに安定した地域運営を行えるよう、センター長の雇用形態の 見直しをきっかけといたしまして、事務局体制の構築を進めていくため、地域自治包括交 付金の人件費の上限基準額のさらなる見直しなども検討中でありまして、地域だけでなく 行政も最大限サポートを行いながら取組を進めていく予定といたしております。

本町では、今年度より縮充をキーワードに新たな協働のまちづくりを推進し、「人口や規模は縮小しても、誰もが楽しく充実して暮らせるまちづくり」を目指しているところでありますが、各地域においても、担い手不足や地域課題の多様化・複雑化などにより、「これまでできていたことができなくなってしまう」「新たな課題に向き合う必要が出てきた」などの課題への対応が迫られるというふうに思われます。

これからは、全ての分野おいて、「様々な活動や仕組み等を時代に即したものに変えていくこと」また「減っていくことを、人口が減っていくことを事実として受け止め、前向きに対応していくこと」が大切だというふうに考えており、地域づくりにおいても同様だというふうに考えているところであります。

次世代の若者たちへ、自分たちの地域を引き継いでいけるように、地域と行政が一緒になって活動し、また、そのバトンを渡しやすい環境づくりを実現していきたいというふうに考えておりますので、皆様方のご理解、また、ご協力をいただきたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

#### 〔森脇君 举手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) 答弁ありがとうございます。

まず、組織体制というか、センター長の身分とかが、非常勤の特別職から地域での雇用とかいうふうに変わるみたいなんですけれども、これで、こういうふうにして、どういったメリットがあるとか、負担が軽減できるとか、改善ができるとかいうことを考えられて、こうなったんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 大下企画防災課長。

企画防災課長(大下順世君) お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、現在は、このセンター長さんにおきましては、国が定める 集落支援員というふうな形で、取り扱っておるわけですけれども、集落支援員の、この取 り扱いが変更されたということで、現状の、先ほど、おっしゃられた町の非常勤特別職で は、集落支援員に当たらないということがございまして、それもあったんですけれども、 このみん活の取組の中で、こういった、やはり複数の人数で事務局を運営するのが望ましいのではないかというようなことが、ずっと話が出て来たこともありまして、そういった体制の見直しということで、ちょうど、今、見直しを進めておるところです。

そういう中で、人件費、先ほど、町長も申し上げましたけれども 38 万円から 60 万円ということで、第一段階では、そういった拡充をしておりますが、この見直しをするに当たりまして、さらに、そういった人件費のほうの取扱いについて、今、いろいろ内容を検討しておるわけでございますけれども、地域でいろいろ事情もございますので、いろいろと、そういった体制、センター長1人だけでは負担が大きいということでございますので、例えば、副センター長さんの、そういった人材の登用でありますとか、事務員さんとか、そういったものが各地域でいろいろ考えていただきまして、そういった対応ができるような形で、今、できないかということで、検討のほうを、センター長さんと共々に進めておるところでございます。

いずれにしましても、画一したものでは、各地域事情がございますので、そういった柔軟に対応したいということで考えております。以上でございます。

# 〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) 先ほどの、この副センター長とか、地域支援員の話、多分、決算の時かな、同じような質問された時に、多分、副町長だったかなが、ちょっと、話されたかなと思うんですけれども、この話って、多分、センター長会議とかされていると思うので、その時にも、この見直しの話の時に、こういう、言うたら悪いですけど、こんな都合のええ人が、こんなにおるんかとか、現実的にできるんかという話があったと思うんですけれども、その中で、前回、地域おこし協力隊の方も派遣できるかなという話もあったんですけれども、そういった方も、どう言うたらええかな、センター長が、私、一番何が困っておるんやって言うたら、イベントとかした時に、景品を考えたりとか、それを手配したりとか、いろんなことするの、そんな雑用とかが、結構大変やという話もあったので、そういった方が派遣できるのであれば、派遣してもらうとか、そういったことを、なかなか現実的ではないという話だったんです。その時はね。

でも、そういったことはできるんですかね。

### [副町長 挙手]

議長(小林裕和君) 江見副町長。

副町長(江見秀樹君) まず、協力隊の関係ですけれども、今現在も協力隊はおりますが、 その協力隊も、当然、本人の本来の活動がございますので、その活動の邪魔にならない範 囲でにはなりますけれども、各希望する地域の各地域づくり協議会に担当を割り当てて、 地域との、そういう連携も図ってもらうという役割は与えておりますが、13人おるわけで はございませんので、全ての地域に充てているわけではないということはご理解をいただ きたいと思います。

決算の時にお話のありました協力隊を、そもそも、地域づくり協議会の活動に協力隊を 導入できないかということですが、その時にもお答えをいたしましたけれども、制度上は 可能でございます。 ただ、佐用町規模ですと、なかなか、これ以上の人数を協力隊として導入することは、 財源的に、これ特別交付税措置ですので、なかなか補助金のように、確実に、この方にこ の分という形で来るわけではございませんので、ちょっと、現実的ではないというのが、 まず1点と。

もう1点につきましては、協力隊というのは、やはり3年間という時限措置がございます。その後は、やはり、自立して、そこで、定住を図っていただくということになるわけなんですけれども、現在の地域づくり協議会の活動に、その3年間は協力隊のほうから報酬が出ますので、できたとしても、その後、では、その方々が、その地域でなりわいができるかどうかというところが、考えますと、なかなか現状では、ちょっと厳しいのではないかなというふうに考えておるので、ちょっと、それについては、現状では難しいのではないかというふうにお答えをしたところです。以上です。

すみません。もう1点、それと、先ほど、雑用が大変だというお話がございました。そういう中で、現状でも、先ほど、包括交付金の中で、人件費に充てれる金額を増やしていますよという、町長の答弁の中にも、先ほどの課長のお話の中にもございましたが、その中で事務局員、あるいは名称は副センター長だったりするかもしれませんが、特に、事務局員を置いておられる地域づくり協議会は、現実ございますので、そういった形で、包括交付金で事務局員を採用していただくということで、センター長の補佐なりお手伝いをしていただくということは、現状でも可能でございます。以上でございます。

# 〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) 今、言ったように、副センター長、事務員、雑用とかしてもらえるような人、それが、なかなか難しいだろうというのがあれだと。週に2日、2、3日、2、3時間ずつ、それで、用事がある時だけ来てくれとかいう、そういう都合のええ人は、なかなかおらんのじゃないかなというふうに言われていました。

そんな中で、ただ、そういうふうに1つでも前に進めようと考えてもらっているんですけれども、例えば、包括金増やすからということで、悪い言い方したらね、金出すから、お前ら勝手にせいというふうに取れんこともないんですよね。そういうふうには、取りませんけれども、町の人が、どれだけ関わってくれるかというのが、結構大事なことで、先日、先週、私の自治会で、防災訓練したんですけれども、町の方、来られていなかったです。今回はね。多分、連絡が行っていなかったかどうかと思うんですけれども、大概、連絡行けば、大概は、誰かが都合のいい人が来られると思うんですけれども、まず、町として、地域に関わるのに当たって、町として、地域づくりに関わり方として、最優先で参加するとかなのか、行ければ行くなのか、たまには行ってもいいかなとか、どのような感じなんでしょうか。

やっぱり、関わりが多いと、ちょっとした困りごととか相談がやりやすくなると思うので、大変重要なことだと思うので、実際、町としては、どのような形で関わりを持ちたいと思っていますか。

〔副町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見副町長。

副町長(江見秀樹君) まず、地域との関わりのお話の前に、先ほど、包括交付金を増やしたら、勝手にやったらいいじゃないかみたいなご発言があったんですけれども、これ、ちょっと、勘違いされないように、ちょっと、補足させていただきますが、包括交付金の総額自体は増やしているわけではございません。

中身を、人件費に使える額を、これまでは、ある程度の額にしていたのを、それを増やしたということなので、その分、ほかの事業に使えるお金は減ってしまうわけです。

そこは、地域のいろんな地域があるので、その地域に応じて自由度を高めたというふうに にご理解をいただきたいなというふうに思います。何も、お金で、そういうことをしているわけではございません。

2番(森脇裕和君) 分かっています。意地悪ですみません。

副町長(江見秀樹君) いえいえ。

後段のご質問ですけれども、集落の防災訓練ということですかね。地域。

2番(森脇裕和君) 中安地域の。

副町長(江見秀樹君) 地域の、はい、分かりました。

ちょっと、そこのご案内があったかどうかというところまでは、私、把握しておりません。もし、補足があれば、後ほど、課長のほうから答えてもらったらいいと思いますが、まず、地域づくり協議会単位に対して、防災だけに限らず、様々なメニューを用意した出前講座という一覧をお渡しをいたしております。これは、いろいろ各課から、こういうことが、どういう内容ができますかということを募集して、各地域のセンター長さんをはじめ、そういう方に、こういう講座があるので、ぜひ利用してくださいねということで、メニューとしてお渡しをいたしておりますので、ご希望があれば、そのメニューで、当然、日程調整等は必要になりますけれども、積極的に、そちらには参加せていただきたいということで、考えておりますし、また、そういう、メニューにないものでも、ご相談をいただいたら、可能な限り、それは、対応はさせていただきたいと思いますし、現に、企画防災課、それから、各地域の支所の職員も、それぞれ担当の地域づくり協議会というものには、私が課長の時もそうでしたけれども、積極的に、ずっと参加をさせていただいているものというふうに思っております。

たまに、この地域づくり協議会単位ではなくて、自治会単位で、こういうことするので来てくれないかと言われることがあります。なるべく対応したいとは思いますが、130 を超える自治会がある中で、全てに同じテーマで職員が出向くということは、なかなか現実的には難しいことがございますので、極力、地域づくり協議会単位で開催をお願いしているという状況でございます。以上です。

〔森脇君 举手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) ありがとうございます。

いろいろ考えてくれているのは、よく分かっているんですけれども、実際、なり手がなくて困っているというのが一番の問題なんですけれども、それで、いろいろ聞いて、町のほうも、いろいろ考えてくれておるというのは分かっているんですけれども、1つだけ、

今回、一番言いたかったことなんですけれども、これ、毎年、定年退職になる職員の方が、何名かいると思います。その中で、再雇用、再任用される方も何名かいると思うんですけれども、その方々にセンター長を兼任してもらう。当然、地域で手を挙げてくれる人、推薦で受けてくれる人がいれば、それが、一番いいことだとは思うんですが、それができないから、今、困っておるわけで、こういったことも、兼任してもらうといったことは、考えられないですか。

地域づくり協議会の会員の中に、行政との関係というところで、もっと、役場職員に地域に関わってほしいと。これ 13 の地域の中で、10 の地域が、そう回答されておるみたいですけれども、それも踏まえると、今、言ったこと、兼任してもらえると一石二鳥ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

# 〔副町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見副町長。

副町長(江見秀樹君) 役場の職員が地域に、もっと関わってほしいと、そういうお声は、 現実、よくお聞きをいたします。

で、このことは、私も常に考えているところですけれども、現実、見てみますと、例えば、地域の自治会長、それから、地域づくり協議会の役員、学校の PTA、保育園等の保護者会、冷静な目で、本当に議員の皆さんも見ていただきたいと思うんですけれども、役場の職員多いと思われないでしょうか。かなりの人数の役場の職員が、私は、そういう役職に就いていると思います。

ただし、一部の職員、少ないかもしれませんが、そういうことに消極的な職員がいるのも、これも事実ではあります。ただ、そういう職員が目立つんでしょう。

ただ、冷静に見ると、非常に多くの職員が、そういう役職に就いているということは、 私、冷静に見ても、それは、そのように思います。

そういう中で、当然、役場の職員が、そういうところへ積極的に参加するというのは、 当然のことだというふうに思いますが、再任用職員については、やはり、それぞれに、職 務というのがございますので、再任用職員を、そのセンター長に割り当てていくというよ うなことは、考えてもおりませんし、これからも、そのようにするつもりはございません が、役場職員の OB も、当然、現役の時からも地域の活動には積極的に参加してしていく という、その考え自体は、もう森脇議員と全く同じでございます。以上です。

#### 〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) はい、ありがとうございます。

ちょっとね、私も、これは、ちょっと、これも相談された方が、こういうのはどうなんかなということで、ああ、これやったらええんじゃないかなと、私も同意して、今回、質問させてもらったんですけども、なかなか、こういったこと、簡単にできるようなことではないというふうには、十分承知はしておるんですけれども、そういったことで、少しでも関わってもらえればなというふうに思います。

後は、ここに、今、多分、いらっしゃる課長、支所長の方が、定年になった時に、センター長に手を挙げてくれるということを期待して、この質問を終わりたいと思います。

次の2つ目の質問なんですが、橋の欄干についてお伺いします。

これ、ちょっと、安全面から考えて、欄干を、もう少し高くしてもらえないかということで伺います。

最近、健康のために、犬の散歩だったりとかで、朝とか夕方、散歩をされている方、よく見かけます。

当然、学生の方も通学で橋を通りますが、その折に、何もなければ問題ないと思うんですが、前後から車が来ると、端いっぱいによけなあかんのです。私も犬の散歩させたりする時に通っていたんですけれども、橋の中腹に歩きよる時に、車が平気で突っ込んでくるから、なかなか、端まで寄らんと危ないというようなことが多々あるんです。

そうなると、やっぱり欄干が低いと、ちょっと、危険だなというふうに感じます。

それで、先月ですか、ある自治会のほうから欄干を高くしてほしいという旨の要望書が出されたと思うんですが、返答として、来期に橋梁の点検をして傷んでいる所は直しますよと。ただ、欄干の高さについては、できるかどうか分からないという返答だったそうなんですが、要望としては、欄干を高くしてほしいということなので、1つ目、できるかどうか分からないというのは、どういう理由でできないのかなということをお伺いします。

2つ目、安全面から見ると、あと対策は必要だと思うんですが、町民の安全は何よりも優先されるべきと思います。要望書を出された自治会以外にも、町内に同じような橋は数多く、昨日も町長の答弁で、同じような話があって、橋の数、かなり多いかったですけれども、そういった橋も対策をすべきと思いますが、当局の見解を伺います。

あと3つ目、橋の欄干の高さに規定とか基準とかいうのはあるんでしょうか。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

# [町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) それでは、森脇議員からの2つ目のご質問であります橋の欄干の安全ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にもありましたように、先月、ある自治会長の方から、橋の欄干について、少し 危なく感じると、安全性を確保してほしいということで、建設課のほうへ、要望書が出さ れたということであります。

ご質問の、その時の職員の対応として、返事として、できるかどうか分からないという ふうにお話、返事をしたということなんですけれども、それが、どういう理由、どういう ことなのかということにつきましては、やはり、橋の構造というのは、非常に一体的なも ので、欄干だけを簡単に改修、高くするというようなことは、非常に難しいところが、構 造物としてあります。

そういう中で、橋につきましては、先般も高見議員からの、そうした公共施設の長寿命化とか、今後の点検、長寿命化についてのご質問があった時にもお話しましたように、町内、非常にたくさんの町道橋がございます。そういうものも含めて、国も、そうした社会インフラであります橋の安全性というものを、しっかりと点検をしながら、長寿命化を図っていかないと、なかなか全ての橋を新しく架け替えていくいうような、財政的にも、そんなことはできないということで、5年ごとに、この橋の点検をするということが義務づけられたわけであります。

自治会長からご要望のあった、その具体的な橋につきましても、この橋、来年度に5年 に一度の点検を実施するという、そういう予定になっている橋であります。

そういう中で、その点検の結果によっては、橋の損傷というのが、非常に進んでいると、

老朽化が進んでいると。判定で、昨日もお話しましたように、4判定というような、即刻 対応しなきゃいけない。また、架け替えの必要があるというような、そういう判定が出れ ば、橋そのもの全体を新しく更新していくということになりますから、その時であれば、 橋の欄干も含めて、そうした安全性も含めて、現在の基準に合ったものにしていけるとい うわけですけれども、そういう橋というのは、なかなか、今、架け替えまでするというこ とは難しい状況です。

ただ、町としても、そうした国の判定を受けた上で、そうした事業に取りかからないと、橋1つ架け替えるとすると、やっぱり億単位の、当然、事業費が必要になってくるわけであります。だから、それに対して、国の交付金、補助金を事業としてやらないと、町単費だけで、こういう対応をしていくということは、これこそ町財政にとっても、非常に難しいということの中で、担当職員としては、そうした安全性の確保のための欄干の改修工事については、どうなるか、まだ、そういう結果を見ないと分かりませんというお答えをさせていただいたようであります。

実際に、橋の欄干だけをやり替えようとしても、数千万円の費用になってしまいますし、なかなか、そういう橋の構造を、1つ、ちょっと変えようとしても、今、長寿命化の事業を、ずっと続けておりますけれども、例えば、小山から安川へ行く、徳久の駅から小山のほうへ行って、それから安川へ行く道ですね、あの道の長寿命化もやりましたけれども、あれでも3,000万円、4,000万円から、ああいう工事をするだけでも、それだけの費用がかかっております。

そういうことで、非常に、なかなか担当課としても、そういう面での対応、苦労をしているところだということは、ご理解をいただきたいと思います。

次に、そういうことで、点検をして、先ほど言いましたように、大抵の場合、2判定、3判定という形になって、ああした、ほとんどのところが部分的な補修を行っているというような状況でありますので、なかなか、橋の欄干にまで、全部取ってしまって、新しく、高い欄干をつけるというようなことは、これは非常に難しいということの判断も含めて、自治会長のほうには、ちょっと、説明をさせていただいたということだと思っております。

このことは、当然、佐用町だけの問題ではなくて、全国同じような基準で、たくさんの 橋があって、これは町道橋だけじゃなくって、県の橋でも同じであります。

新しい、そうした基準の中で、欄干のやり直しの工事ということは、これは非常に財政的にも、先ほど申しましたとおり、困難でありまして、すぐに対応ができない状況だということ、これはご理解をいただきたいと思うんですけれども。

確かに、町民の安全というのは、最優先であると、そういうことは、大前提にあるわけですけれども、今まで、長い間、現在のそういうような基準の中で、橋がかけられて、ほとんどの橋というのは、基準が橋の欄干、高さが 60 センチぐらいで、しかも欄干のないような橋も、かなり多数、まだ、あります。

そういうことも考えていただきますと、町民の皆さんも、橋においては、十分、そうした通行に自分自身、注意をいただいて、そうした事故の起こらないように、安全を確保しながら、今後とも使っていただきたいということをお願いせざるを得ないということでありますので、ひとつ、ご理解をいただき、また、皆さん方にも、また、そういうことを、機会があれば、お話をいただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) 先ほどのできない理由とかいうのは、よく分かるんです。当然、莫大な費用もかかるし、町単独でできるような話でもないと、そのへんは、よく理解できるんです。

でね、この橋の点検というか、この安全に関して、昔の、まあ、言うても 50 年前の橋ですから、今後、点検した時にどうなるかということだと思うんですけれども、ただ、点検で、ちょっと、1つ教えてほしいのが、5年に1回の定期点検があるんですけれども、何か、通常点検とかいって、道路パトロールによって実施しますというんですけれども、これって、点検やから、やっぱり業者さんがやられるんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 笹谷建設課長。

建設課長(笹谷一博君) お答えいたします。 道路パトロール等は職員で週2回行っております。

〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) 職員の方が、週2回されておるということですか。

例えば、このパトロールする時に、そういう危険な場面にあったとか、そういったことは、今までないですか。

〔建設課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 笹谷建設課長。

建設課長(笹谷一博君) その危険な場面と言いますと、

議長(小林裕和君) 笹谷課長、ちょっと、マイクを近づけてください。

建設課長(笹谷一博君) 危険な場面と言いますと、通行に支障があったとか、そういうこと でお答えさせていただきますが、事故に遭いそうになったとか、そういうことは聞いておりません。

それと、通行に支障があるというような場所は、当然、パトロールですので見ていますので、そこは、チェックして帰るなり、個人で対応できる場合は、その場で対応するというような方法を取っています。

また、橋梁につきましては、路面につきましては、パトロールで確認できるんですけれども、下の橋脚等につきましては、さすがに、ちょっと、職員では対応できませんので、 そこは業者に任せるということになります。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) 今言ったように、交通で危ないとかじゃなしに、できたら、今回、ちょっと、橋梁だけだったんで、橋梁で、例えば、走っておった時に、歩道がついておるような広い橋は別ですけど、歩車一緒の橋で、すれ違う時に歩行者がおって、危ないなとか、そう感じたことはないですか。

〔建設課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 笹谷建設課長。

建設課長(笹谷一博君) はい、お答えします。それは、私は聞いたことはないです。

〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) はい、ありがとうございます。

たまたま、私も何回か、そういった場面に遭遇したので、今回も、確かにそうやなというふうに思って質問させてもらったんですけれども、まず、安全が第一だとは思うんですけれども、なかなか予算の問題、莫大な予算がかかると。それもよく理解できますし、町単独でもできんというのも、よく分かります。

ただ、できれば、こういった要望があったところで、もし仮に何か、最近は、便利なものがあって、ネットで調べると、今の欄干の上に継ぎ足しで高くするとかいう方法もあるみたいですけれども、そうしたことでもできるのであれば、要望があった自治会とか、そういったところの、要望があったところには、対応はできないのかなと。

ただ、1つの自治会にすると、ほかの自治会もということになると思うんですけれども、各自治会によっては、してほしいこと、要望違うと思うので、その自治会では橋が危険だということあれば、そういったところにも、ちょっと、対応はしていただけないかなと思うんですけれども、また、しつこいようですけど、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) そうした自治会において、やはり、自治会長さんも気になること、 地域の安全のために、自分で目につくこと、考えられたこと、それぞれ、また、違う場合 もあります。

ただ、今、森脇議員も言われるように、1つの自治会がやれば、結局、町道橋とか、橋の 状況というのは、どこも言わば同じになってくるので、これは、こうした安全の問題とい うのは、やはり町行政としては、どこも同じように、できるだけ対応していかなきゃいか んということで、要望がある箇所、ことを優先して、そこだけをするということというの は、ここでは、これは、なかなか難しいということをお答えせざるを得ないので、昨日の 話の中でも道路なんかの点検とか修繕なんかでも、橋だけじゃなくて、自治会長さんのほ うから、かなり細かく要望を上げてこられる自治会もありますし、なかなか、そういうこ との要望書なんかも上げてこられないと言いますか、これないと言いますか、そういう自 治会もあります。

だから、私も担当課のほうに指示しているのは、そうした要望があるところを優先とかだけじゃなくって、やっぱり町全体として見て、判断をして、要望がなくてもすべきことはやれ。当然だということで、昨年、道路面の舗装とか、そういうものを1級、2級路線全てを調査をさせて、要望あるなしに関わらず、計画的に舗装のやり替えも修繕もしていくという、そういう取組を、今、しているところですので、そのへんは、ご理解をいただきたいと思います。

# 〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) 確かに、私の自治会も、多分、今、道路の出しておるんかなと思うんですけども、意外と、何回か要望書出させてもろたことあるんですけれども、割かし早く対応していただいたんで、かなり助かっていると。

特に、道路の舗装のへこみであったりとか、割れであったりとかいうのは、早く、かなり早く対応されていますので、そのへんはよく分かります。

今回、橋って、今まで全然気がつかなかったことで、初めてのことなんですけれども、 欄干をつけ替えるとか、(聴取不能)するというのは、かなり難しいというのは、私も理 解できます。

ただ、最近、交通違反するのに、横断歩道が、昔は、携帯電話とか、その時代、時代によって、最近は横断歩道で歩行者優先でつかまる方が、結構多いと思うんですけども、できたら、橋の手前に標識なり、看板なり、歩行者優先の看板とか、やっぱり、細い橋で、車が来て、歩行者がよけた時が一番危険なので、そういったできることの対応とか、そういったことも少しは考えれたらなと思うんですけども、いかがですかね。

### 〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 橋だけでなくて、道路の狭いところ、例えば、通学路なんかについても、今、佐用町内、いわゆる商店街のところから、高校の中については、ああしてグリーンゾーンのような、ああいう表示をするとか、そういう対策、対応をしておりますし、そういう子供たちの通学等を中心に、やっぱり、そういう時間帯においては、通行を禁止するとか、そういうこともしておりますけれども、これは、やはり、こういう道路の規制というのは、町が、まあまあ町も要請もしてするということが前提になるかもしれませんけれども、もともと公安のほうで、警察のほうで、そういう判断をしていくところで、勝手に、当然、そういう看板をつけたり、規制をするということは、これはできませんので、なかなか、橋を利用する人、いろんな人が利用するわけで、集落からも、例えば、そういう規制をしてほしいという、みんなの同意があったり、要望があったりすると、公安委員会のほうも、そういうことを考えていただく可能性はあるかもしれませんけれども、今、こういうことが起きそうだから、歩行者優先で、これまで使ってきた橋、そういうものの、その歩行者、非常に通学路になって、子供たちの、特に、時間帯においては、非常に人数が多いというようなところであれば、また、取扱いが違うと思うんですけどもね、四六時

中、そういう規制をするということ自体は、これは、やはり、私が判断することではないですけど、公安委員会としても、これは、なかなか難しいこと、お話ではないかなというふうには、今、私は、そういうふうに思いますけれどもね。

# 〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) 今の話、よく分かるんですけれども、例えば、そしたら、自治会から、そういったこと、要望書、要望が出たりとかしたら、やっぱり、町としては、もう少し動きやすいということですかね。

〔副町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見副町長。

副町長(江見秀樹君) 今、町長、申し上げましたのは、そういう法令に則った場合の話だというふうに思うんですけれども、今、森脇議員も言われたのも、そういう要望を県警なり、公安にというお話でしょうけれども、それは、建設課経由で、県に要望を県道のことだったり、国道のことだったりは、おつなぎをしている事例もあります。

で、ただ、そういう法令のことだけではなくて、注意喚起をするものというのは、昔で言えば、いわゆる飛び出し坊やみたいな看板みたいなの、皆さんも、よくご覧になられたことあると思うんですけれども、そういった形で交通安全を促す。

あるいは、いろんな看板立っていると思うんです。ゆっくり走りましょうとか、そういうものを、やはり橋の前後と言いましょうか、そういうところに注意喚起していくというのも、1つの方法じゃないかなと思います。

これを、また、町全域でやりますと、また、同じことに、先ほどの話と同じことになりますので、こういうのは、やっぱり地域ごとに、それぞれのやっぱり事情というのがあると思うので、まさに1つ前のお話になりますけど、協働のまちづくりで包括交付金で、こういうものをお出ししていているわけです。かなり自由度が高い交付金になっております。

現に、人権ですとか、交通安全ですとか、挨拶運動ですとか、そういうのぼり、看板に使っておられるところもありますので、非常に危険なところには、そういうものに包括交付金を、地域のニーズに応じて活用いただくというのも、1つの手法だというふうに思います。以上です。

#### 〔森脇君 挙手〕

議長(小林裕和君) 森脇議員。

2番(森脇裕和君) 確かに、そのとおりかなと思うので、自治会としても、地域づくりとしても、そういったことあれば、自分たちでも、ある程度のことはするというふうには、 私のほうも、いろいろ話しながら、相談しながら進めていきたいと思います。

当然、その時に、町としても、ある程度、できることは、相談に乗っていただくということでお願いしたいと思います。

これで質問終わります。

議長(小林裕和君) 森脇裕和議員の発言は終わりました。

続いて、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡議員。

### [13番 平岡きぬゑ君 登壇]

13番(平岡きぬゑ君) 13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、3項目について、一般質問を行います。

1つ目に、非核平和宣言について。2つ目に、佐用まなび舎農園事業を休止することについて。3つ目に、子宮頸がん予防についてを質問いたします。

まず、最初の1項目目、非核平和宣言について、この場から質問いたします。

非核平和行政推進のため町長の見解をお伺いいたします。

広島と長崎の被爆者が 2016 年に始めた「ヒバクシャ国際署名」に、町長は自治体首長と して署名されました。この署名は、兵庫県下全ての首長が署名されています。

また、兵庫県議会では、非核平和宣言決議が2017年12月に全会一致で採択されました。 平成の大合併で自治体宣言が失効する自治体が相次ぎ、私は、合併後の議会一般質問で、 非核平和宣言を行い平和行政施策の継続を求めてまいりました。合併した自治体が改めて 宣言を行った結果、兵庫県下で自治体宣言を行っていない自治体は、現在、佐用町だけに なっています。

そこで、佐用町がすみやかに非核平和宣言をすることを求めます。町長の見解をお伺い いたします。

広島・長崎への原子爆弾投下から 72 年を経た 2017 年 7 月に国連で核兵器禁止条約が採択され、2021 年 1 月に条約が発効しました。現在、92 か国が署名し、68 か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器は「壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器」であり、「国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものである」と断罪し、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。日本の政府が「核兵器をつかってはならない、全面禁止」の先頭に立ち、核兵器禁止条約に参加・署名・批准することが求められております。

そこで、佐用町として、国に対し、核兵器禁止条約への批准をするよう働きかけをする ことについて、町長の見解をお伺いいたします。

よろしくご回答お願いいたします。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、平岡議員からのご質問1つ目の非核・平和宣言について のご質問にお答えをさせていただきます。

このご質問につきましては、以前から再三にわたっていただいておりますが、私の考えは、これまでお答えしてきたとおりであり、基本的な考え方は、当然、何ら変わらないということを大前提としてお答えをさせていただきます。

我が国は、世界唯一の被爆国であり、その悲劇を繰り返してはならないという願いは、 これは国民共通のものであるというふうに、私も思っております。 まず、1つ目の非核・平和宣言の採択についてでございますが、私は、こういった宣言をするまでもなく、佐用町民、ひいては日本国民は平和を心から願っていると信じております。そのため、あえて町がこのような宣言をする必要性はないというのが、以前から申し上げてきたことであります。

一方で、各都市において平和宣言を行っている時期を見ますと 1980 年代が多くなっておりますが、当時はアメリカとソ連とのいわゆる冷戦時代であり、世界的な規模での全面核戦争の危機が高まった時代であったことから、国内においても非核自治体の運動の輪が広がったものではないかと思います。

現在では、ロシアによるウクライナ侵攻から1年半以上が経過し、引き続き、終わりの 見えない泥沼化の様相を呈していることから、核兵器使用の危険性も現実的な問題として 取り沙汰されており、日本国内においても非核への取組、平和の尊さを改めて認識をして いるところではないかというふうに感じております。

また、今年度はウクライナ情勢が緊迫化するなか、G7 サミットが初めて被爆地である広島で開催され、核兵器のない真に平和な世界の実現に向けた機運を高める必要性が日本から世界に発信をされた年でもあります。

そのほかにも、台湾有事と言われる中国の軍事的圧力。北朝鮮による再三にわたるミサイルの発射実験等、私たちが築き上げてきた日本の平和を直接脅かすことになる懸念も高まってきております。

こういった世界的な社会情勢や、兵庫県内において当町だけが非核宣言をしていない自 治体になった状況を踏まえますと、私も非核宣言の直接的な必要性はさておいて、平和へ の町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進める中で、宣言を行うことにつきまし ては、議会としても、それを、また、宣言することが必要であるというふうに、皆さんの ご意見もあれば、宣言することにつきましては、やぶさかではないというふうにお答えを させていただきます。

続いて、2つ目の国への核兵器禁止条約への批准の要請ということでございますが、これも、先ほど申し上げましたとおり、誰もが、核兵器や戦争をなくさなければならないという平和への願いを持っているということは、いうまでもありません。

しかし、条約の批准ということにつきましては、これは、地方自治体の首長が、これを行う権限は、当然ありませんし、条約の批准については、私たちが、国民のそれぞれの投票によって選ばれた国会によってなされるものでありまして、この私たち、私の立場、地方自治体の首長が行うというものではないということを前提に、この核兵器禁止条約につきまして、この条約を批准しないことについては、先ほど言いましたように、国会という機関の中で政治的な判断でなされているというふうに、私は、認識をいたしております。

現実の国際社会においても、この核兵器禁止条約は核保有国の参加も得られず、安全保障の観点を踏まえて、日本の国としても、これが作成されたものとは言えないと、国会におきましても答弁もされておりまして、政治的な、やはり日本の国として総合的に、政治的な判断がされたものだということを、私は、そういうふうに判断をさせていただいております。

そういう意味で、一首長が批准を促す立場ではないということの立場の中で、私自身が 国に対して、こうした批准をするようにという働きかけを行っていくというような、そう いう行動をする考えはございません。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 戦後、被爆してから 78年経過しております。当時の被害者の方も 高齢化しておるところです。

そこで1点、具体的な質問をしますが、佐用町における被爆者手帳を持参されている、 持っておられる方というのは、把握されていますか。伺います。

[町長 挙手]

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 私は、何人持っておられるか、被爆された方、そういう経験された 方があるか、私自身は、何人かは存じ上げておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 町として、手帳把握が、町の窓口ではないと思うんですけれど、その町民の実態として、把握されているのかなと、私は、判断したんですけれど、違うんですか。部署はどこになりますか。総務課ですか。お願いします。

[町長 挙手]

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 私も、先ほど、申し上げたとおり、私が、知らないだけではなくて、 そうした、これは、県で受け付けて、県が発行しているのだと思うんですけれども、町と して、それを窓口という形で発行しているものではないので、そういう担当は設けており ませんので、分かりません。

〔平岡君 挙手〕

議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 分からないということは分かりましたが、先ほど、町長の答弁の中で、いわゆる核兵器を保有している国が賛同できていない、そういうものだから、効果の面でどうかというようなお答えがあったかと思います。核兵器禁止条約に署名するかどうかの点ですね。そこで、保有している国が賛同しなくても、その条例の中では、いわゆる被爆者、被害を受けられた方への具体的な補償をしていくということが明記されています。ですから、被爆者の援護という意味で、国が、その条約に賛同していくということは重要な意味を持つわけで、佐用町内には、そういった方がおられるかどうかも分からないという実態ではありますけれども、身近な、非常に問題ですので、町としても関心を持って取り組んでいっていただきたいと思います。

最初にお伺いしました宣言をする件について、従来からの回答は違うけれども、兵庫県

下で唯一宣言をしていない町が佐用町ということについては、私もほかの自治体の質問なども、ちょっと、この頃、インターネットで検索ができますので、佐用町という名前が、まだ、兵庫県下で宣下していない町は、そこの質問のあった自治体と佐用町ですいうて紹介があったんですね。当局の答弁の中で。

そういう点で、やっぱり、対外的というか、非常にどうなのかと、問題だなと思いまして、町長の答弁では、議会で宣言を行うことについて、やぶさかではない。認められたら、することについてはということで、かなり消極的ではありますけれども、一歩宣言をするということの方向に進んだかなというふうに、いいほうに解釈しております。ぜひ、唯一残っている町ですので、宣言をしてほしい。宣言をすることによって、大きなお金は、予算は要らないんですけれども、宣言をした旧町の時代には、その平和の関係について、様々な場面で取組がされてきています。そういう点で、どんどん形骸化していくというか、戦争を知らない、被爆も実体験がない人たちが、もうほとんどの半分以上を占める、そういう国になってきていますから、余計に、そういったことを二度と繰り返さないということを、肝に銘じるためにも、町として、ぜひ宣言を実らせていただきたい。このことを申し上げまして、1点目の非核平和宣言についての質問は終わります。

2つ目です。佐用まなび舎農園事業を休止することについてを伺います。

8月21日の全員協議会で、佐用まなび舎農園事業について、一旦休止すると報告が行われました。

改めて、この休止にするという経過と今後の計画について伺います。

- ①、同事業は、三土中学校跡地活用として 2016 年から町と IDEC との共同で話し合いが始まって、進められています。全員協議会で一旦休止するとする報告は、具体的には、どうするということなのか。よく分かりづらかったので、その内容について、改めて、説明をお願いします。
- ②つ目に、旧中学校施設は解体し、新たにハウス棟を建設して事業が行われています。 設備投資など経営上問題はなかったのかどうか。この点について、伺います。
- ③点目、運営について、町と IDEC 社との関係はどうなっているのでしょうか。また、 西播磨県民局光都農林事務所の関りはどのような状況なのか。これは、最初にスタートし た時に配付された資料の中に、県民局も大きくクローズアップされた絵が載っておりまし て、町と IDEC と、そういう関係がありましたので、改めて、今日の時点を迎えて、どう だったのかを伺います。
- ④点目、経営的に赤字が解消されないというのが、その休止の大きな要因と、説明がありました。当初計画では、次世代農業事業のモデルとして教育研修や佐用高校との連携などを実践するということでした。当初計画に、最初に問題があったと考えているのでしょうか。この点も伺います。
- ⑤点目、事業は 10 年も経過しておりません。何が中止の要因か、先ほど来、お尋ねしておりますけれども、学校跡地活用のあり方として地域の方への経過説明を行うことが必要ではないかと思います。ただ、自治会の方には、経過説明というより、休止しますという報告があったということはお聞きしております。単なる報告であり、その経過説明など、詳しいことは行われておりませんので、関係者の方、どういうことなのか、よく分からない状況です。ぜひ、分かりやすく説明をお願いします。
- ⑥点目、現在就労されている方の状況はどうなっているのか。その雇用につながる手立てについて、具体的に考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

## 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、佐用まなび舎農園事業を休止することについてのご質問 にお答えをさせていただきます。

佐用まなび舎農園は、佐用・IDEC 有限責任事業組合が三土中学校跡地を活用して建設をした約 6,000 平米のハウスを持つ、いわゆる規模の大きな農業施設でございます。

当組合が運営する申山及び秀谷等の太陽光発電所は、順調に、この発電を続けており、この売電収入による町への配当金や、また、発電所用地の使用料などの歳入を町民の皆さん方に、いろいろな形で還元していることはご承知のことと存じます。

佐用まなび舎農園事業につきましては、この太陽光発電事業収入による安定した組合運営を基礎にし、組合のチャレンジ事業、また、未来を見据えた農業事業として始めたものであり、現在、15人のパート職員の方に勤務をいただいており、働く場所の確保にもつながっているところでございます。

しかしながら、農園運営については、これまでにも、たびたびご報告してきたとおり、 太陽光発電事業を基盤として運営を補完している状況が続いてきたために、令和2年度から3カ年計画で栽培・販売・管理運営など様々な改善を図り、この農業事業の何とか立て 直しに取り組んできたところであります。その3カ年の改善計画の取組というのについて、 昨年度は、最終年度となっておりました。

減価償却費を含まない簡易キャッシュフローベースで、改善計画前の令和元年度が約3,498万円マイナスであったところ、計画初年度の令和2年度がマイナス2,462万円の赤字、そして、令和3年度が約1,886万円の赤字ということで、少しずつ、この3年間、収益改善を図られてきたところですけれども、やはり、なかなか収支均衡が図られるというところまでは難しいということで、赤字が続いてきております。

特に、昨年度は、年度途中から管理者、農園の責任者として、当初から関わってくれた管理者が不在と、退職ということになったことにより、管理・栽培体制が不安定になったため、栽培作業や判断に遅れが生じ、収量や品質のばらつきによっての廃棄するものが増加するとともに、作業効率の影響により、人件費が想定を上回るなどして、取組の初年度よりも悪化して約3,207万円の赤字ということで、その目標達成には遠く至りませんでした。

そこで、今年度におきましては、今後の方向性についての協議を、組合のほうで重ねてまいりましたが、事業継続に当たっては、設置から6年以上が経過するハウス設備等の大規模修繕も、そろそろ必要となってきますし、収支状況の改善はもとより、管理・栽培体制の再構築が喫緊の課題である現状での新たな設備投資は、やはり難しいというふうに判断をされたところであります。

このような状況により、佐用町と IDEC 株式会社双方の職務執行者が出席する今月 11 日 の経営会議におきまして、残念ながら農園事業におけるトマト栽培を今年度末を目途に休止することを決定したということでございます。

かねてより申し上げているところでございますが、本事業につきましては、佐用町と IDEC 社が 2 分の 1 ずつ、50% ずつの出資をした組合による、太陽光発電収益を活用した、 安定した経営環境の中で実施するチャレンジ事業でありまして、町にとって、直接的なリスクが生じるものではないとはいえ、本町の次世代農業モデルの確立を期待しておりましたので、このような結果に至ったことにつきましては、非常に残念であるというふうに思っております。

以上を踏まえまして、①点目から⑤点目につきまして、休止の要因や今後の方向性等についての質問、関連がありますので、一括してお答えさせていただきたいと思います。

まず、繰り返しにもなりますけれども、休止に至った要因といたしましては、今後しっかりと検証を進めていく必要があるというふうに思いますが、現時点では、当初計画における、そうした事業の運営予測というものが不十分であったというふうに言わざるを得ないというふうに、私は、考えております。収量や可販量等においては、当初計画において、最大値で見込んでいたものと思われますが、天候不良や病気の発生などにより見込みを下回る結果となりまして、また、製品の単価においても収量と出荷のバランスによる不安定さや、近年のトマト市場の大きな変化等によりまして、当初の予測どおりにいかなかったものと推察しております。また、個人事業主ではなくて、やはり、こうして、法人としての経営であります。運営を行う上で、どうしても多くの従業員を雇用した上で農業経営を行っていくことの難しさもあったというふうに考えます。

農業運営は、組合として、IDECと佐用町、両者で行ってきたわけでありますが、主に佐用町側が給与や必要経費等の支出など日常の経理や事務全般を担い、IDEC側が栽培計画の立案、栽培管理、販売全般、財務諸表の作成などを担当をしておりますが、毎月の両担当者による月例会議のほか、2か月に1回の経営会議で定期的に連絡調整・情報共有を行うなど、常に、密に連携をしてまいりました。

また、過去には、光都農林振興事務所にカビや、また、トマトの病気が発生した時に対処する方法等についても相談をし、また、助言をいただいて、協力もいただきましたし、兵庫県ハウストマト研究会にも所属するなど、必要に応じて、そうした助言もいただきながら、何とか事業の改善を図り、事業を進めてまいったところであります。

今後は施設の利活用等も含めて、引き続き、組合として IDEC とともに今後の方向性について検討をしていかなければならないと思います。

なお、施設の利活用等につきましては、あらゆる可能性を排除せず検討していく予定ではありますが、この事業、総務省等の補助金を活用しているために、補助金適正化法などにより、利活用方法や時期に制限が多いということもあります。こういう問題も、今後、十分に検討していかなければならない問題であります。

また、農園事業につきましては、佐用高等学校農業科学科の農業実習や家政科の特産品開発事業と連携をするなど一定の成果も見られたところでありますので、自己評価、また、検証等も行い、本町の次世代農業の推進や、農業を核とした地域連携などの分野にも役立てられるように、今回の事業を行ってきた、その検証、また、分析結果を成果として残してまいりたいというふうに考えております。

なお、本件につきましては、先日、三河地区の自治会長の皆さんに報告をさせていただいたところでございますが、施設の利活用等、今後の展開が決まりましたら、地域の皆さまにも、改めて、報告をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、6つ目の⑥点目の現在就労されている方の状況でございますが、現在、町内から 10人、町外から5人、合計 15人の方にパート職員として働いていただいております。 農園開始当初から働いていただいている方もいらっしゃるなど、農園事業に非常にご尽力いただいてきたこと、従業員の皆さんにも感謝を申し上げたいと思います。

職員の皆さんには、そうして、誠意をもって対応をさせていただいているところではありますが、今後、休止という形になってきた後につきましても、町関連施設等の求人情報なども提供させていただいて、再就職等についても可能な限り丁寧にご相談に乗るなどの対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 今、お答えしていただいた回答の中から幾つか再質問したいと思います。

1つは、経営3カ年計画で経営改善に取り組んだけれども、その計画が及ばなかったと。 それで、結果的に休止するということなんですけれど、最初から、経営改善が必要な状態 からスタートしているということにはありませんか。

ちょっと、この間、決算特別委員会もありまして、当局、担当課のほうに、農園関係の 財政的な点でどうだったのかということの資料提供をしていただいたものが、手元に、ま だ、詳しく見ておりませんけれど、実績推移を見ると、2017年から 2022年まで、いずれ も途中で委員会などの報告もありましたけれど、3,000万円から 4,000万円。少ない時で 2,400万円、先ほど報告があったような形で、ずっと、スタートの時から赤字で始まってい ます。

これは、そういう収益を出るということを念頭においてスタートしたわけではなくて、 赤字でスタートして、そういうことに、結果的に赤字だからということの結論を言われま したけれども、ここで収益を上げようということで取り組んだ事業ではなかったのではな いかと。その数字だけを見ると思うんですけれど、そこらへんは、スタートの段階で、こ れはどうだったのか伺います。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 結果的には、全く最初から収支バランスとれた、いわゆる何とか赤 字の出ない経営、年度がなかったということであります。

ただ、この事業、やはりスタートするに当たって、当然、私も議会でもお話申し上げました事を覚えておりますけれども、非常に農業というのは難しい事業であります。大きなリスクを抱えた中でも、やはり、これからの佐用町の当時から、何か、若い人たちが農業に取り組めるような、こういう新しい農業というものを模索するべきではないかということは、議会の皆さんからも、いろんな場面でお話がありました。

そうした、チャレンジ事業として取り組むということで計画をしたわけであります。

ですから、なかなか、収益を上げるまでには、難しいだろうということは、当然、感じておりましたけれども、決して、最初から大きな赤字になっていく事業ということで、それを前提に、当然、事業を始めたものでは、当然、ありません。

ただ、やはり当初の事業計画、今から見ると、いわゆる誰も初めて取り組む事業だったものですから、その収支計画を見ても、いわゆる最大値で見て、生産量にしても売上げにしても、そういう数値でもって、計画、収支のバランスを図っていくという計画がされておりますので、結果的に、やはり農業において、実際に、そうした計画どおりの生産量も、なかなか上げることができませんでしたし、それの原因というのは、病気が出たり、やはり、その年の気象状況によって、生育が悪かったり、時期的にたくさん、ある意味では一気に取れすぎて、なかなか、それが同じような価格で売れない。ですから、加工に回さざるを得ないとか、当初の、私たちも期待した夢茜という、ああした品質の高い、非常にブランド化をした中でのトマト、その部分の割合が、非常に少なくなってしまったというようなことが、次々と、やっぱり実際にやってみると、そういう状況が生まれてきたわけですね。

ですから、それを何とか改善をしなきゃいけないということは、当然、当時の担当者としても、常に考えながら IDEC 社としても、この生産のほうは、IDEC が計画を担っておりますから、担当者も常に、そういう、いろいろと試行錯誤はしております。

ただ、その試行錯誤した中でも、やはり逆に、その取り組んだことが、マイナスになってしまって、例えば、収量を、計画が、当初、年間 70 トンぐらいの収量が見込めるということで計画をしていたわけですけれども、それが半分、30 トンから 40 トンぐらいの収穫しかない。その収穫を収量を上げるために、そのトマトの植付けの間隔を小さくして、収量を上げようとした。そうすると、逆に風通しが悪くなって、病気が発生をしてしまったとか、そういう繰り返し、失敗を、やっぱりどうしてもしてしまいます。

それが、やはり農業の難しいところは、一旦、失敗しても、それを修正するのは、1つのトマトですから、1年に1回じゃなくて、幾らか、サイクルは少し短いんですけれども、1つ失敗して、それをまた、改善をしようとしても、半年はかかるんですよね。

だから、そういう中で、1年間、1年間の、この収支を見ると、大きなマイナスが出て来ていると。

ただ、先ほど、一番最初に言いましたけれども、こういう難しいリスクを負いながらも やろうということの決断、その根本は太陽光発電という事業を、町としても取り組んで、 これは、今、各組合、それぞれ構成町、佐用町に対しても、年間 2,000 万円、3,000 万円と いう配当はしておりますけども、実際には、組合そのものは、年間、平均したら 2 億円ぐ らいの利益は上がってきているわけです。

そうした安定した利益の中で、こういう事業にも取り組もうという、取り組めるという、 そういう見通しというものが、はっきりとありましたから、私も、こういう事業にも取り 組むことができるということで、担当のほうにも指示をしたところです。

ですから、これが、そういう町単独の財政的な収入、安定した収入、太陽光の発電事業というようなものがなければ、なかなか、これだけの規模で、町がリスクを背負って、これを実施していくということは、これは、私も、なかなか、自分自身も、今、考えても難しかったと思います。

それと、もう1つは、こうした事業なので、リスク分散をしなきゃいけないと。ですから、組合でというのは、IDEC株式会社と2分の1の出資ということで、共同経営という形で、IDECにもリスクは背負っていただくという形を取ったわけです。

ですから、これ単独で、町単独で、そうした財源も、なかなかない中で、町の一般会計で、直接、町のいろんな事業に影響がしてしまうようなことが、おそれがあるということであれば、これは、なかなか、私も踏み込めなかったというふうに思いますけれども、両者、組合でリスク分散、2分の1ずつの責任と、それから太陽光発電の事業というのが、かなりの当然、長年、長い目で見ると、利益が上がりますので、そういうものの一部を活用しながら挑戦をしていこうと、それが成功すれば、これは、やはり佐用町にとっても新しい農業として、特に、よく言われた横展開ができるかどうかということを、よく質問、話がありましたけれども、そういうところまで持っていければという思いを持って進めた事業であります。

ただ、先ほど来、話をしていますように、そのことを実際にやってみて、結果として、これだけの事業、赤字が続いてきたということ。これは、本当に残念で、町にとっても、非常に厳しい、痛い、結果になってしまいましたけれども、それは、その結果として、判断をせざるを得ない。その時ではないかというふうに思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) その組合、組織のことにも、ちょっと、触れたいと思うんですけど、LLPですか、この体系ですね、有限責任事業組合ということで、ちょっと、最初出て来た時、よく認識していなかったので、今回、こういう事態になって、改めて、そういう、それがどういう意味なのかということを、ちょっと、いろいろと勉強させていただいたところ、いわゆる、これを設立するのには、非常に簡易と言ったらあれですけれど、株式会社とは違って、出資金にしても、それから、税金の面で、会社として、法人として税がかかってこないとか、いわゆる、まあ言うたら、極端な話、税金逃れと言っても過言じゃない、大きな収益がある企業ほどおいしい制度だということなんかも紹介されているんですね。

そういう中に、佐用町が共同してやっていくということで、現在、収益があって、町にも分担金というか、その益が入っているからいんじゃないかということで、済ましていいのかなと、ちょっと、あり様として、大変な状況で税金を納めている町民的な感覚からすると、たくさん儲けているところが、そうした税金がかからないような、そういう事業というのは、本当に、いいわけ、いいわけって言うたらあれですけれど、そんなことに、佐用町も加わっているという、そういうことなんだなということを、改めて思いました。

ですから、税金の関係からいくと、果たして、これがいいのかなと、ちょっと、疑問符が湧きましたね。

それと、いわゆる企業との利益につながっているということからすると、町が、その特定の企業の利益を補償していくということにもならないのか。こういった点も、私は、疑問が出てまいりました。

町民の税金、そんなに町が直接、負担、今回の休止になっても、不利益はなかったんだと言われたんですが、ただ、貸借対照表でいきますと、最初スタートした時の約 15 億円、出資が 1 億 5,000 万円ですね。町が。それから、借入れをして、それから、国の補助金を受けて、総額で 15 億円でスタートした事業ですけれど、現在、令和 2 年度決算で見ると、全体としては 30 億円から倍になっているんですね。そこに大きな、なぜ、そんなに大きくなるのかという点では、固定資産、機械とか、そういう装置が大がかりになっているということや、それから、短期、長期の借金が増えてきている。これが、貸借対照表で見たら、この間のお金の流れの中では、特徴的だと思います。私は、そういうふうに見たんですけれども、こういったことからして、決して、農業の分野で、そんなに大赤字が出たんじゃなくって、むしろ、借入れをしたのは、太陽光発電のほうが大きいんですね、だから、そこらへんの内容的なことも検証の中では、町として、休止という事態を迎えるに当たって、どうだったのかという検証項目に入れて、財政的にも、ちゃんとして、町民に説明をしてほしいと思います。

それで、あの施設、休止ということで、まだ、そこで働いている人は、最近もお邪魔したら、働いとったったですね。何人かお休みの人もありましたけれど、そこの方々は、どういう事態になっているのか、よく分からないということを言われていました。何の説明も受けていませんということでした。

それで、また、地域の方にとっては、あの設備をどうなるのかなというのも、大きな不安の材料になっています。この点も検証していく中で、きちんと、町としての態度を明らかにして、説明してほしいと思いますが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 今、平岡議員から次々と、いろんな問題を言われましたので、それぞれで、また、できる範囲で担当のほうも、また、担当しております副町長のほうからも、答弁させていただきたいと思いますけれども、まず、最初の基本的な LLP、有限責任事業組合ですね、この形について、何か、先ほど、平岡議員は、一般企業の利益を補償して町がしているのかと、町民の税金でですね、そういう発言があったと思うんです。そういうことだけは、はっきりと私は、訂正していただかないと、やはり、お互いにこれは、リスクを背負って、当然、出資も50%、50%の出資をして、そこで、特に農業事業等においては、利益が出るかどうか分からない中で、事業は運営をしているわけですから、町が、民間会社の利益を補償しているというようなことは、あり得ないわけですから、この有限責任事業組合の性格上ですね。

確かに、この組合というのは、出資、簡単に、できるだけ出資をして、株式の発行なんかしておりませんから、設立は非常に簡易にできるということ。

ただ、もともとの、それぞれの事業体が、しっかりと、それは責任を持っていかなきゃいけない組合ですから、だから、少なくとも IDEC さんとしても、民間企業でありますから、そこで、そうした赤字が発生すれば、それは、会社の経営の中でも、当然、それをもって、ちゃんと会社、財務の中で処理をされているということでありますからね。

ですから、ただ、太陽光事業についても、これも利益は、当然、上がっております。これについても、50%、50%の最初から、そうした出資を持って運営をしていこうということで、これは、お互い対等の立場で、お互いに責任を持って実施しているわけですから、当然、これで利益が出れば、お互いの利益も均等に配分していくという、当たり前のことですし、ですから、そこのところについては、ちょっと、何か、今の平岡議員の発言については、非常に私は、これは、何か誤解をされているのか、お話のほうが、しっかりと、そういう正確には話されなかったのかどうか分かりませんけれども、決して、町が、民間企業の、そんな利益を補償したり、民間企業の税金逃れのためにやっているとか、そういう考え方は、私は、全く当たっていないというふうに、まず、申し上げておきます。

あと、副町長のほうからも答弁させます。

### 〔副町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 江見副町長。

副町長(江見秀樹君) 佐用町側の現在の LLP の職務執行者というのは、私になりますので、 先ほど、平岡議員からお尋ねの件、順次、ちょっと、回答させていただきたいと思います。 まず、有限責任事業組合、LLP と言いますが、正式に言いますと、法人のようなもので すけれども、実際は、法人ではないという形になっておりますので、LLP に対して、直接、 税というのがかからないというのは、平岡議員がおっしゃるとおりです。

ただし、ここで、例えば、利益を生んだ場合、今も配当を、それぞれにしておると思います。この配当を、佐用町は、当然、地方公共団体ですから、税はかかっていませんけれども、この配当を受けたほうの IDEC 株式会社さんは、その利益に対しては税金がかかるわけです。なので、別にかかっていないわけではございません。

それと、あと、それぞれに、いわゆる償却資産というものがございます。農園であれば、 農園の設備もそうです。太陽光であれば、太陽光の設備ですけれども、この償却資産に対 して、当然、出資が50%、50%ですから、佐用町分に対してはかかりませんが、その半分 に対しては、償却資産、これIDEC さんのほうが、かかっているはずだというふうに認識 をしております。なので、そういうことで、全然無税だとか、そういうことではございません。

それと、2点目ですけれども、町長が、先ほど、答弁した内容に対して、平岡議員のほうから不利益はないというようなことを言われましたけれども、当然、そんな不利益がないというようなことを、町長が申したわけではございません。当然、これだけ、残念ながら、当初から赤字が続いてきたわけですけれども、何とか、私も直接関わりだしたのは、企画防災課で管理職になってからですから、令和元年度ぐらいからだったと思います。IDECの職員さん、それから、当町の職員、そして、現場の職員の皆さんと、何とか、立て直したいという思いで、努力をしてまいりました。令和2年度から3カ年計画に取り組んで、2、3とは、十分ではないかもしれませんけれども、赤字額を減らしていくことができましたので、令和4年度についても、何とかこれ以上の改善をということで思って、みんな頑張ってきたわけですけれども、残念ながら、こういう結果になってしまいました。

令和5年度の途中経過を見ましても、大変厳しい結果になりましたので、当然、町長も申しましたように、LLP全体としては、その赤字があっても十分な黒字は確保しております。だから、このまま当面続けるということは、それは、できなくはないですが、先ほど、申しましたように、大きな設備投資を、また、しないといけなくなっております。それは、ビニールハウスのビニールであったり、高設ベンチの底に貼ってある不織布だったり、こういったものをやり直さないと、続けようと思えば、続けられないという形が見えております。

これだけ、ずっと赤字が続いてきた中で、さらに数千万円の投資をするということが、果たして、幾ら太陽光の利益があるからといっても、皆さんにご理解がいただけるかといったら、これは、多分、ご理解いただけないだろうというのが、やはり一番、大きな今回の決断に至った理由でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、借入れが、バランスシート、貸借対照表で、以前に比べて増えているじゃないかということでございますけれども、これについては、ご指摘のとおり、秀谷の太陽光発電所が、途中から設備投資をしてしましたので、それに対して、当然、その分が増えておりますし、その分は全て借入金で行っておりますので、その分の借入金が増えているということでございます。

ただし、これは、借入れをそれだけしても、プロジェクトファイナンスという形で、何の補償もなく借入れをしているわけですけれども、それ以上の利益を返却している。以上の利益を生んでおりますので、このことが何か、LLPの運営に影響を来しているということでは全くございません。

それと、最後に、今、働いていただいているパートの職員の方でございますけれども、これ、いつ、ご確認になられたのか分かりませんけれども、職員さんの方にね、こちらのほうからは、先般、全員協議会で皆さんに、このことの、まず、そういうことを検討しているという、その段階では、お知らせをさせていただくに当たり、やはり、そういったことがパート職員さんの耳に回りに回って入るのはよくないであろうということから、事前に、そういうことに、こう発表しますと。そういうことを検討していますということは、ご報告をさせていただきました。

さらに、その後、9月の11日に、この経営会議を行ったわけですけれども、その時に、 正式には、農園を閉鎖すると。今年度末をめどに閉鎖するということは、正式に決定した のは、その時点でございます。

正式には、パートさんには、正式に、そのような形になりましたということで、9月11日の翌日に、ご報告をさせていただいているので、ちょっと、平岡議員がいつ確認されたのかというのは分からなかったんで、あれですけども、きちっと、こちらのほうからは、

そういう説明はさせていただいております。

それと、あと地域の方ですけれども、地域の方にも、やはり、この全員協議会の場でお伝えをする際に当たって、そういうふうに検討をしているという第1報のみを、まずは、お知らせさせていただいておるところです。今後、経過、詳しい経過をお知りになりたいとかいうことであれば、当然、説明もさせていただきますし、それから、また、先ほど、答弁の中にもありました、今後、あの施設をどうするのかといったことを検討する際に当たっては、また、一緒に情報提供なり、相談なりということは、させていただきたいというふうに思います。以上です。

# 〔平岡君 挙手〕

議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 時間的な確認がありましたので、議会がありますからね、そんなに早くお伺いしたわけではないんです。9月の日曜日、9月11日はどうなりますかね。それよりも前の日です。ですから、現場で働いている方の声を聞いたのは、そういうことでした。9月9日が日曜日(←正確には土曜日)だったと思うので、その前になります。その後ですね、9月9日は、福崎のほうに、私は、ちょっと、見にも行ったんですよ。

最初、設置される時に、こんなすごいいいものができますよということで、議会でも視察に行きました。そこが IDEC さんが、農業の関係のことを指導されるということでしたので、どうなっているのかなと思ったら、もう影も形もなかったので、ちょっと、それは、いかがなものかと思いましたですね。

試験的に、そこは、パネルは確かに、福崎の農業ラボとかいって、パネルは健全とあり ましたけれど、建物は一切ありませんし、その横には、太陽光パネルがびっしり張ってあ りましたから、ちょっと、かなりの光景ですので、トマトの、そういうこと指導されたと いうところが、どこまで本気だったんかというのを、それを見て、ちょっと、私、本気度 も、ちょっと、疑いましたね。IDEC さんの農業に対する、最後まで、ちゃんと指導という か、していく、赤字をなくしていくためにどうするんやという点については、現実として、 そういう光景を見たら、そう思わざるを得ませんでしたので、ですから、町が、こういう 企業と一緒にすることについて、学校跡地活用で、確かに地域では、なかなか、管理が大 変だから、町のほうにお任せしたいということで、町の提案してきたことについて、受け 入れて、そういうことになっております。それは、これまでの経過からは事実なんですけ れども、そのことで、町として、さっき、特定の企業の利益につながらないかというよう なことについては、国の法律ができる時に、指摘されている点なんです。だから、佐用町 が、関わっているこの事業が、そういうことになってはいけないとは思うので、また、損 失した時に、どうしたらいいのかということも含めて、企業と一緒に、今は、いいけど、 これから最後どうなるんだ。失敗した時にはどうするんだということも含めて、慎重に私 は、考えていく必要があると、教訓にしていく必要があるというふうに、今回の休止につ いては思います。

で、説明として、雇用された方について、パートの方については、私がお聞きした時は、その11日よりも前の日、前々日ぐらいの非常に近い日ではあったんですが、正式に決まっていない時だったので、その方は、何も聞いていませんという返事だったんですね。ですから、働いている方が、安心して、雇用につながるように、ぜひ力を入れてやっていただきたい、そのこと、重ねてお願いして、この間の質問は終わって、最後の質問に行きます。

3項目目ですが、子宮頸がん予防について、伺いたいと思います。

子宮頸がんはワクチン接種で予防できるというテーマで学習された方から、佐用町での 現状と取組について、ぜひ知りたいという要望を強くお聞きいたしました。

そこで、次の点について伺います。

- ①、子宮頸がんの予防としてのワクチン接種は、副反応などから中止されていた経過が ありますが、接種対象者や回数など現状は、現在、どうなっていますか。
- ②、ウイルス感染によるがんの予防を進めるために、接種の機会をなくした人への救済措置はされているでしょうか。
  - ③点目に、ワクチン接種の周知と実施状況はどうなっているのか。
- ④点目に、子宮頸がん検診について、他のがんの受診率に比べて、県平均より低い。この数値は、健康さよう 21、令和 3 年 3 月発行のものを見てのものですが、その要因は何か。その対応策について、考えをお聞かせください。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、子宮頸がん予防に関するご質問にお答えをさせていただ きます。

婦人科のがんで最も一般的な子宮がんには、子宮頸がんと子宮体がんがございます。子宮頸がんは、子宮の入り口付近に発症することが多いがんでございますが、子宮がんになられた方は、全体として年間約2万9,000人で、このうち、子宮頸がんが約1万800人というふうになっております。

また、子宮がんで亡くなられた方は、全体で年間 6,800 人、このうち、子宮頸がんで亡くなられた方、約 2,800 人というふうになっております。年齢別の発症率は、20 歳代後半から 40 歳前後と 70 歳頃の増加がみられ、近年では、発症率、死亡率ともに若年層での増加傾向が報告をされているところでございます。

子宮頸がんの要因のほとんどは、ヒトパピローマウイルスというウイルスの感染が原因 であります。

それでは、議員の質問に順次お答えをさせていただきますが、まず、①点目の子宮頸がんワクチン接種は、中止されていた経過があるが接種対象者や回数などの現状はどうなっているかと、また、②点目の接種の機会をなくした人への救済措置はされているかについて、関連がございますので一緒にお答えさせていただきますが、平成 25 年度から子宮頸がんワクチン接種が開始をされたところでありますが、主に、接種後広範囲の痛みや運動障害をきたした症例があり、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会等で、

「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが、HPV ワクチンの接種後にみられたことから、この副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」とされ、厚生労働省により積極的な接種勧奨の一時差し控えが決定されたわけであります。

その後、ワクチンの安全性が審議され、令和3年11月に「積極的勧奨の差し控え」が終了し、12月には積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対する対応として、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」の通知があり、令和4年4月1日から施行をされております。

佐用町におきましても、厚生労働省からの通知により、令和4年度当初に、対象となる 平成9年度生まれから平成19年度生まれまでの女性に個別通知でお知らせをしたところ でございます。 ワクチンの回数は、3回となっておりますので、残りの回数を決められた接種間隔により接種していただきます。

次に、③点目のワクチン接種の周知と実施状況はどうなっているかとのご質問でございますが、キャッチアップ接種については、先ほど申し上げたとおりで、新たな定期接種の対象となる中学1年生に対して、毎年、接種勧奨の通知をいたしております。接種状況は、キャッチアップ接種対象となる方で42%となっております。

最後に、子宮頸がん検診について、他のがん受診率に比べて、県平均より低いが要因は何か。そして、対応策はあるのかについてのご質問でございますが、議員のご指摘の受診率につきまして、佐用町で実施している5日間の集団検診と町内の婦人科を有する病院で実施をしている個別検診を合わせて報告しているものでございます。令和元年度において、佐用町が12.6%、県全体で15.5%。令和3年度においても、佐用町における受診率15.3%、また、県平均で16.5%ということで、県平均は下回っております。

その要因の1つに、子宮頸がん検診に対する重要性や正しい知識が定着していないこと、いわゆる意識が他のがん検診よりも低いということが挙げられるのではないかと思います。また、受診率の高い市町にお聞きしますと、検診車での集団検診に加えて、婦人科のある医療機関での集団検診も実施をされたり、職場での検診などを受診数に計上をされておりました。

検診受診率向上対応策でございますが、毎年、21 歳から 25 歳までの方には無料クーポンを発行して、受診勧奨をいたしております。また、40 歳から 75 歳の方を対象に、全てのがん検診の啓発と受診勧奨をするなど、受診率の向上に努めているところでございます。今後も、さらなる受診率向上を目指して、これまでの取組に加えて、周知、啓発、受診勧奨の徹底に努めてまいりたいと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

### [平岡君 挙手]

議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 検診などで周知されている、いろいろな取組をされているということで、紹介がありましたので、はい、ありがとうございます。

ただ、検診車以外、婦人科での検診対策も他市町では進められているということで、以前、佐用町で婦人科はないけれども、共立でされているとか、ちょっと伺った経過があるんですが、今現在、佐用町内では、その検診車以外での婦人科の検診の実態というのは、どうなっているんでしょうか。

# [健康福祉課長 挙手]

議長(小林裕和君) 木村健康福祉課長。

健康福祉課長(木村昌子君) 佐用町での子宮がん検診でございますが、平岡議員おっしゃる とおり、集団検診、これは車での検診でございます。

そして、個別検診を、今、佐用町共立病院が婦人科がございますので、佐用共立病院で年間を通じて対応していただいております。その分は、この受診率のほうには、計上させていただいております。以上でございます。

## [平岡君 挙手]

議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) もう1点、ぜひ質問で聞いてほしいと言われているのが、このヒトパピローマウイルスですか、HPVですが、ちょっと、言いにくいんですけれども、若い女性特有のがんに関係するだけではなく、これは男性にも関わっていると、咽頭がんの原因にもなるというふうなことが紹介されているものを見たんですけれど、そこらへんの、周知いうたらあれですけれども、状況はどんなものなのか、ちょっと、専門的なことですが、よろしくご回答ください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長(小林裕和君) はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長(木村昌子君) はい、お答えいたします。

ヒトパピローマウイルス、いわゆる HPV ウイルスでございますが、この点につきましては、平岡議員おっしゃるとおり、最近、男性にも感染するおそれがあるのではないかというのが、言われておりまして、男性の方も、このワクチン接種をしてもらえないかというような問い合わせが1、2件上がってきております。

この点につきましては、まだまだ、こちらのほうも、勉強不足でございます。そして、 厚労省からも通達があったわけではございませんので、厚労省の動きを見ながら、こちら のほうも対応させていただきたいなというふうに感じております。以上でございます。

[平岡議員「分かりました」と呼ぶ]

議長(小林裕和君) はい、平岡議員、いいんですか。

13番(平岡きぬゑ君) ありがとうございました。終わります。

議長(小林裕和君) 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、2名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(小林裕和君) ご異議なしと認めますので、これにて、本日の日程を終了します。 次の本会議は明日9月15日、午前10時より再開します。 本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時55分 散会